

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【15】）」
2. 日時：令和6年1月12日（金） 13時30分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、  
上原安全審査専門職  
  
九州電力株式会社：  
原子力発電本部 原子力技術部長 他14名（※うち9名）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（防護設計等関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁スズキです。本日は九州電力玄海原子力発電所、
0:00:07	高燃焼度燃料導入等の設置変更許可申請に係るヒアリングを行います。
0:00:14	本日の内容としましては、防護設計共通関連の内容を進めていきます。
0:00:21	事前に審査チームから事実確認リストを送付しておりますので、
0:00:27	そちらの内容に沿って確認をしていきたいと思えます。それから本日参照していく資料につきましては、
0:00:36	昨年末 12 月 26 日の審査会合の資料を中心に、
0:00:41	確認をしていきます。また必要に応じて強化の申請書の記載についても触れている。
0:00:46	ことになるかと思えます。
0:00:48	では、
0:00:50	早速、確認に入りたいと思えます確認は、担当の植原の方から行います。
0:00:59	原子力規制庁ウエハラです。はいでは事前にお送りさせていただいた後の事実確認リストのナンバー1 から順にいきたいというふうに考えております。はい。よろしく願いいたします。
0:01:12	はい。まずナンバー1 なんですけれどもこれ 12 条の第 3 項安全施設の環境条件なんですけれどもこちらの方で現状条文整理表にて、
0:01:21	設計方針に変更はないため申請対象外であるが、
0:01:26	本要求に対する詳細は設工認において説明する予定であると。
0:01:30	しているんですけれどもこれについて申請書における該当箇所を明確に
0:01:36	してくださいというところですね。
0:01:38	で、これ趣旨としまして所条文整理表で、その設計方針って書いてある後に、本文 5 号口、
0:01:48	ナカ 6 項に記載しておりみたいな感じでその該当箇所を明確にしているものとそうでないものがありまして、そうでないものですね、例えば、今回のこの 12 条 3 項、
0:01:59	なんかもう設計方針に変更はないためっていうだけの記載になってますので、こういったところに関してその設計方針ってのはどこに、申請書におけるどこに書かれているのかというのを明確にして欲しいという、
0:02:12	趣旨になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	まず申請書に
0:02:16	おける該当箇所について説明をお願いします。
0:02:39	九州電力のタケツグでございます。条文整理表、
0:02:43	に関しましては
0:02:49	第十二項 3 項につきましては今回燃料集合体を変更するだけですんで それ以下申請者に対する環境条件については基本的に、
0:02:59	基本的にといいますかその前変更はないということでその旨だけ記載し ておりますけれども、具体的な場所についてはちょっと、
0:03:07	申請書につきましては具体的に、そう。
0:03:14	が、燃料集合体に関する環境条件ですと、
0:03:18	すべてお示しすることは何か
0:03:25	何ヶ所か記載されてると思いますのでその代表的なところを、条文整理 表に記載するよう対応しようとかと。
0:03:33	思います。ちょっと具体的箇所につきましてはちょっと今すぐお示する というのは難しいのでまた改めて回答させていただきたいと思いますが よろしいでしょうか。
0:03:49	はい規制庁江原です。はい了解いたしました。
0:03:54	はい。
0:03:54	ではよろしければ次のまた以降の確認に入りたいんですけれどもはい。
0:03:59	申請書には環境条件そのものが明記されていないことから、今回の申 請で燃料集合体の環境条件が変わるのかですとか、燃料集合体の環 境条件そのものも、
0:04:11	許可、許可事項になるのかということを説明をお願いします。
0:04:20	九州電力のタケツグでございます。
0:04:24	燃料集合体の環境条件につきまして環境条件が何かということなん ですけど、こちらの解釈の方に想定されるすべての環境条件とはという ことで、
0:04:34	通常運転時運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時においてそ の機能が期待されている構築物系統及び機能が、その間にさらされる と考えられるすべての環境条件をいうということで、
0:04:47	それが環境条件だとすると
0:04:51	うん。
0:04:59	藤市岡節子この詳細設計等で強度評価とする社員に燃料集合体がど ういう条件に刺さるかということを考えて評価されて評価しています

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のでそのようなものを環境条件で言うのかなと考えているんですけども、
0:05:14	その際の環境条件が変わるかどうかにつきましては
0:05:18	環境条件の
0:05:20	考え方については変わらないんですけど、その環境上
0:05:27	具体的な
0:05:29	数値というか評価上のインプットについては変わることになるのかなと考えております。
0:05:35	そこまで回答させていただきますけどよろしいでしょうか。
0:05:39	はい規制庁ウエハラですはい理解いたしました。後段のですね燃料集合体ですとか安全施設の環境条件そのものっていうのは
0:05:49	申請書に記載がないのでこれは許可事項ではないという理解でよろしいですかね。
0:05:56	TC電力のタケツグでございます。そうですね申請書に記載しているものが許可事項と考えております。当社としても考えておりますので、基本的には
0:06:08	イトウなければ許可事項ではないのかなと考えております。
0:06:11	はい。規制庁上原ですはい。
0:06:14	ですので環境条件そのものではなくって、環境条件に対する設計の設計
0:06:20	基本
0:06:22	設計方針ですね、設計方針が許可事項だという理解でよろしいですよ
0:06:28	九州電力のタケツグです同じ認識でございます。
0:06:33	はい規制庁ウエハラです。
0:06:35	はい。理解いたしました。はい。
0:06:38	よければ次ナンバーツー。
0:06:40	に、はい。みたいと思います。はい。
0:06:43	ナンバーツーなんですけれども今回燃料集合体だけではなくて例えば格納容器スプレイ設備の一部である燃料取替用水ピットのほう素濃度ですね。
0:06:55	大変変更になっておりますので、
0:06:58	その燃料取替用水ピットの環境条件ですね、これが変わるのかというのを確認、
0:07:04	させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:08	九州電力のタケツグでございます。
0:07:11	今回C、
0:07:14	Vスプレイ設備に関して変わるところにつきましては燃料取替用水、
0:07:19	ホソノ濃度のみが変更と。
0:07:23	なっているんですけども、
0:07:27	その
0:07:28	ほう素濃度が環境条件に影響を及ぼす場合は、それが変わるかどうか っていうところを、
0:07:36	確認したいという趣旨でございましょうか。
0:07:44	規制庁植原です。はい。今回ですね燃料取替用水ピットのほう素濃度 が変わるので、設備そのものが変わります。
0:07:56	いうところで、今回の
0:08:00	かかと事故解析ですとかあと、
0:08:03	そういった
0:08:06	解析結果が河津 評価結果が変わってますのでそれに伴って燃料取替 用水ピットが置かれている場所の、何かその環境条件、
0:08:16	考えなきゃいけない環境条件が変わってしまうのってところでは ね。はい。そこをちょっと確認したいと。
0:08:27	九州電力のタケツグでございます。あと、燃料取替用水ピットが置かれ てる環境条件が変わるかどうかっていうところに関しまして変わらないと考 えております。
0:08:40	はい。規制庁上原です。はい理解いたしました。
0:08:43	はい。
0:08:49	はい。よろしければ次何。続いてナンバースリー。
0:08:52	以下に入りたいと思います。
0:08:55	はい次は 12 条の第 4 項なんですけれどもこれ試験検査性ですね。
0:09:02	試験検査性なんですけどこれ条文整理表では設計方針に変更がない としているんですけども、申請書における該当箇所を明確にすること というところではこれナンバー1 と同じような趣旨になりますけれども、
0:09:15	該当箇所に関しては 1 アノについては説明をお願いします。
0:09:22	九州電力の武智でございます。まずちょっと該当箇所に関しましてはま たナンバー1 と同様に次回具体的な箇所押せを示させていただきたい と思います。
0:09:34	はい規制庁ウエハラですはい。李。理解、了解、了解いたしました。
0:09:38	はい。次また以降なんですけれども、この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:43	12条第4項だと解釈の方にですね、
0:09:49	いろいろ書いてありまして例えば解釈の第8項ですね。
0:09:53	第8項なんかを見るとですね
0:10:03	ナカノ運転中に、定期的に試験検査、
0:10:10	ができることですかの、
0:10:16	あと多重性または多様性を備えた系統及び機器にあっては、
0:10:22	保護が独立して試験または検査できることですか、
0:10:28	麻生さん、あと、原子炉停止中に定期的に行う試験または検査は法及び技術基準規則に規定される試験または検査を含むとか、いろいろ書かれておまして、
0:10:40	このナンバーズリーっていうのは例えば燃料集合体に関して、燃料集合体っていうのはこれらの検査のうちどれに該当するんでしょうかっていうのを、
0:10:50	説明いただきたいのとその説明した内容を補足説明資料に追記いただきたいというふうに考えてます。
0:10:57	まずはいい。
0:10:59	まずこの燃料集合体の試験検査について、はいご説明をお願いします。
0:11:06	九州電力のタケツグでございます燃料集合体の試験または経営者についてが12条の回避解釈の中に城野は、
0:11:16	ハタ8号ですかね、の1、2、8コウノ123のどれに該当するかと言いますと
0:11:25	三つ目の停止中に定期的に行う試験または検査は、というところに該当すると考えております。
0:11:34	その旨、
0:11:37	補足説明資料に記載するということですがけれども、
0:11:43	等なんすかね。この12条のこの、
0:11:47	解釈の8項に、
0:11:53	水、
0:11:55	燃料集合体間、この
0:11:58	D逡信に定期的にはウラン試験または検査ワーっていうところの検査を行うものですみたいなどを記載するということです。
0:12:09	でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:11	はい。規制庁植原です。はい。アノはそういった形では記載いただければと思うんですけれども要するにちょっと明確にしたいことっていうのは燃料集合体っていうのは、
0:12:22	運転中、
0:12:24	2 待機状態にある安全施設。
0:12:27	ではないし、
0:12:29	ではないっていうことでよろしいですね。
0:12:33	PC電力のタケツグでございますそのように考えております。はい。規制庁植原です。はい。ありがとうございます。はい。停止中に試験検査を行うところなんですけれども、具体的に
0:12:46	法及びEU基準規則に規定される試験または検査としてどういうものがあるのかですとかそういったことを補足説明資料に書いていただきたいと。
0:12:56	いうのとですね、あとポイントとなるのはこれ一つ目のポツなんですけれども、燃料集合体って三つ機能を持ってると思ってまして。
0:13:04	それぞれに対してどういった試験検査をやるのかですとかそういったところもはい追記いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:13:14	九州電力のタケツグでございますがそうしました燃料集合体が提出、
0:13:19	ページの提出通 2、定期的に行う試験または検査はっていうところでそのよう、燃料集合体の機能を維持するために具体的にどのような検査を行っているかっていうのを補足説明資料で明確にするということで、承知しました。
0:13:35	はい。規制庁上原です。はい。よろしくお願いいたします。はい。
0:13:39	よろしければ次No. 4、行きたいんですけれども、
0:13:46	はい。
0:13:50	麻生。はい。
0:13:51	はい。
0:13:59	議長スズキです。
0:14:07	原子炉を停止中に定期的に行う。
0:14:11	件目、また検査の中で、
0:14:14	は、
0:14:15	原子炉の中にある。
0:14:17	場合、原子炉の外に、
0:14:19	ある場合、
0:14:20	両方ある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:29	一つ一つ、
0:14:35	別のヒアリングで、燃料体の熱機械設計管理、
0:14:41	ナカ、
0:14:43	炉心熱液とかちよっと覚えてないんですけど、
0:14:47	原始の停止機能、
0:14:52	するために、
0:14:53	案内シンプルは当然
0:14:56	健全性が
0:15:00	炉心に装荷した時の、
0:15:05	どんなに構造物との何か、
0:15:07	首や紙、
0:15:09	紙込ませる。
0:15:10	なんかそのずれをがない。
0:15:14	しないと結局は、上側の、制御棒案内管からの連続性みたいな
0:15:20	取れないのでみたいな、何かそういう申請書の記載が何かあったと思う。
0:15:24	そ、そういうのも、
0:15:27	試験検査、
0:15:28	はい。
0:15:31	ちょっと、
0:15:32	法的なところが、
0:15:34	確認できてない。
0:15:36	今後我々も確認しなきゃ。
0:15:57	九州電力の風間でございます。多分今おっしゃられた、熱機械設計かど っかでっていう話は、
0:16:05	おそらく燃料集合体が正しくCPに入って装荷されてるかっていうそう いう、そういうお話だと認識をしております。で、
0:16:14	それは作業の一環で、きちんと着て、水のない着てできてるかっていう 確認はしておりますけど、検査としては、燃料集合体の外観検査とか を、それは取り出した状態でやるっていうところで、検査をやっておりま す。以上でございます。
0:16:30	規制庁杉です。そうするとだから、道内でっていうか、原子炉停止中と 言ってるけども、炉外燃料を取り出した。
0:16:37	時においてってそういうことがメインである。
0:16:42	九州電力の風間でございますその通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:47	ちょっと付けたそれは先ほどの
0:16:50	原子炉の停止機能としてっていうところもその案内シンプル
0:16:55	なんかこう、
0:16:56	泉がないとか、
0:17:02	そういったことを、外観的に確認したりだとか、そういうことを見る。
0:17:07	いうことによって
0:17:09	隧道保存助成っていうのを、
0:17:11	検査するんだってそういう意味合いだと。
0:17:20	九州電力の加藤でございます。
0:17:22	燃料の取燃料集合体の検査につきましては、炉外に取り出しまして、水中テレビカメラで、表面を見て、寝る後に明らかな損傷やつぶれ等がないことを確認してるってことです。それに合わせて、
0:17:35	上部ノズル下部ノズルとかもですけど、その辺にホソノ構成要素についても確認はしておりますが、制御棒案内シンプルにつきましては、燃料棒の中、燃料集合体のオクオクの方に入っておりますので、
0:17:49	燃料棒の隙間からある程度見える部分についてはやりますけど、直接、何つうんすかね、燃料を、表面の燃料みたいな見方をしてるわけではないです。
0:18:00	以上でございます。
0:18:02	ちょっとスズキでそうするとー。
0:18:04	先ほど植原が聞いた、もともと燃料集、燃料集合体とか燃料棒、
0:18:11	それ、
0:18:12	それらに持ってる機能として、
0:18:18	放射性物資の取り込み、
0:18:20	が、は、先ほど言ったような外観で確認する。
0:18:25	けど、
0:18:26	あと、形状維持。
0:18:28	冷却性の形状を維持する。
0:18:32	あそこも変形とかはないかどうかって見ると思うんですけど、
0:18:37	制御棒の挿入性。
0:18:39	ていう観点でいうと、何かあまり度外に取り出したからって見えると。
0:18:51	九州電力中園でございます。
0:18:54	今私が説明しましたのは、集合体の単体としての検査っていう意味合いで、今おっしゃられた制御棒の挿入性に関しましては、制御棒を落下させて落下試験で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:08	既定の秒内にちゃんと制御棒が入るってということで確認をしております。以上でございます。
0:19:14	規制庁数です。それは、
0:19:18	運転中の、
0:19:20	炉内に装荷した後のどこかの段階でサーベランスとしてやる。
0:19:31	九州電力中園でございます。ロット試験の方、落下試験の方は、原子炉起動前に実施するものでございます。
0:19:40	成長スズキそうするとだから停止中と言っても、炉外だけじゃなくてパロ一何もやってる。
0:19:48	九州電力中園でございます。ご理解の通りですね昨日各機能でどういうふうを確認してるか、どの断面で確認してるかっていうところに関しましては、
0:19:57	まねる後燃料の単体としましては、炉外に取り出した時にありますけど、制御棒の挿入性とかに関しましては、炉内に挿入した状態でございます。
0:20:07	以上でございます。
0:20:09	市長鈴木です。説明は理解しましたのでそういった切り分けて、
0:20:14	ちょっと説明資料、
0:20:17	わかりやすいかなと思いますよろしくお願ひします
0:20:20	九州電力中園でございます承知いたしました。
0:20:34	はい。規制庁上原です。はい。
0:20:36	ナンバー3 までで、特に、
0:20:40	他にないようでしたら次ナンバー4 に移りたいと思っておりますはい。
0:20:45	ナンバー4 なんですけれどもこれも試験検査に関して、
0:20:49	なんですけど今回、ほう素濃度に変更となる燃料取替用水ピットに関して、
0:20:55	設備自体が変更となりますのでこの資金計算の解釈の低剛性を確認する観点から、
0:21:07	そうですねこの案、格納容器スプレイ設備っていうのが運転中に、
0:21:12	待機状態にある安全施設か。
0:21:15	ですとかあと、
0:21:17	このスプレイ設備に関してはスプレイリングを除き多重性を有していたと思うんですけれどもそれぞれが独立して試験検査できること。
0:21:26	ですとか、あと原子炉停止中に試験検査を行うものなのかですとかそういったことに関して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	補足説明資料のほうに追記していただきたいと考えてますけれども、よろしいでしょうか。
0:21:50	九州電力のタケツグでございます。
0:21:52	ナンバー2の方で、燃料取替用水ピット能というお話をしましたけどNo.4の方はスプレイ設備のお話をされてるんでしょうか。
0:22:17	そうですねはい
0:22:23	あ、すみません規制庁江原です。
0:22:26	はい。
0:22:28	すいませんこの燃料取替用水ピットで格納容器スプレイだけではなくて、高圧注入系とか低圧注入系とかいろんなもので兼用した設備だと思っていて申請書上は確かECCSのところでは最初に登場して、他の設備でもいろいろ兼用してますみたいな、
0:22:45	話だったと思うんですけれども、さてちょっと私のこのナンバー4の、
0:22:51	確認をちょっと若干修正させていただきたいんですけど燃料取替用水ピットが今回変更となりますのでその試験検査に関して、
0:23:01	はい。補足説明資料に追記。
0:23:04	していただきたいというふうに早野考えてますがよろしいでしょうか。
0:23:27	九州電力のタケツグでございます。江藤確認になりますがこのについては燃料取りかえをCPとのお話をしておっしゃられてましてなぜかという燃料取替用水ピットのホウ酸
0:23:40	の濃度が変わるので、
0:23:43	ホウ酸濃度が変わることによる、何らかの
0:23:47	12条4項に対する影響がないと、いうことを確認するために、これらに今、
0:23:56	確認事項リストにある項目について補足説明資料に補足して、
0:24:05	それが奉賛に対する影響がないということをご説明するといった出資でしょうか。
0:24:13	はい規制庁江原です。はいおっしゃっていただいた通りなんですけれども、
0:24:21	当然ほう素濃度がちょっと変わったぐらいでそんな真剣さに影響がないんだろうなというふうには考えているんですけれども、今回数値が、設備の数値が実際に変更になって、
0:24:33	出ますので、今回の申請で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:36	再度この燃料取替用水ピットの家試験検査って、どういうのやってるんですかっていうのを、ちゃんとちゃんと確認する必要があるかなと考えておまして、
0:24:47	はい。それで補足説明資料に入っていたきたいかなと思っているんですけれども。はい。よろしい。
0:24:54	よろしいでしょうか。
0:25:01	九州電力の風間でございます。
0:25:04	承知いたしました。で、
0:25:07	今干す隔日確認リストのナンバー法の中身としましては、三つ箇条書きをいただいているんですけど、
0:25:16	一番上の一つ目は、
0:25:18	特に不要ということでしょうか。2番目は、スプレイ設備と書いてあって、スプレイリングの話があるんですけど、2番目も不要で、
0:25:29	実質的には3番目で、燃料取替ピット等用水ピットの試験検査について、補足説明資料に推移するという理解でよろしいでしょうか。
0:25:39	はい規制庁ウエハラです。
0:25:41	まずちょっと確認なんですけど燃料取替用水ピットっていうのは、運転中に待機状態にある安全施設ではないってことですね最初のポツなんですけど、
0:26:04	すみません原子力発電本部がわかればお答えいただけますでしょうか。
0:26:09	九州電力の原子力発電本部からセキと申します。今ご質問あった、
0:26:17	件ですけれども、燃料取替用水ピットにつきましては運転中に待機状態にある安全施設に該当するというふうに考えてございます。
0:26:27	ですので、その辺も含めて安全施設であるか否かも含めて、今、ナンバー4のところに記載されております三つ目のポツの、
0:26:38	試験検査性についても補足説明資料に、
0:26:41	記載をするということによろしいのかなと思いましたがけれども、認識合ってくださいでしょうか。
0:26:49	はい規制庁ウエハラですはいその認識ではい。そういうございません。はい。
0:26:54	承知いたしました。
0:26:58	はい。規制庁江原ですけどちょっと若干は話し続けさせていただきますと、今ちょっとこちら会議室の方では2ポツに関して、燃料取替用水ピッ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	トが何かが該当しないというような、何かご回答だったかと思うんですけども。
0:27:15	この燃料取替用水ピットっていうのは多重性を有するものかどうかっていうのも含めてそうですね補足説明資料の方に配追記いただきたいかなと思ってますがよろしいでしょうか。
0:27:30	九州電力のタケツグでございます承知いたしました。
0:27:35	はい対応させていただきます。原子力発電本部側から追加で何かございますか。
0:27:42	九州電力の関ですけども。すいません先ほど、2 ポツ 2 ポツのところ飛ばしてたのは
0:27:51	燃料取替用水ピットについて、原子炉格納容器スプレイ設備んとひもづけてご質問されてたので 2 ポツのところは、
0:28:02	何ていうんすかねご回答の部分に当たらないのかなと思ったんですけども、質問のご趣旨としては、燃料取替用水ピットに対して、12 条 4 項の適合性を、
0:28:13	ご説明すれば良いのかなというふうに理解しましたので、先ほどの独立性とか多重性の部分についても補足説明資料の方に記載したいと思えます。以上です。
0:28:28	はい規制庁ウエハラです。はい。はいありがとうございます。ちょっとすいませんこのナンバー4 の書き方が、
0:28:34	格納容器スプレイ設備っていう、あのね、燃料取替用水ピットが、
0:28:39	兼用されている先の 1 例をちょっと書いた形になって最初、非常に誤解を招く形になっていたと思います申し訳ございません。
0:28:50	はい。私先ほど 2 ポツ目に関して多重性と申し上げたんですけども解釈の方だと多重性または多様性になってますのでその多様性の観点からもはい整理いただきます様はよろしく願いいたします。
0:29:04	はい。
0:29:07	はいT-C電力のタケツグでございます承知いたしました。はい。
0:29:17	はい。規制庁上原です。はい。
0:29:19	よろしければ次ナンバー5 に、
0:29:22	はい。行きたいと思えます。
0:29:24	はい。よろしいですかね。
0:29:27	はい。次ナンバー5 なんですけどもこれ、これ 12 条第 5 項になっておりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:35	蒸気タービンですとかそういったものからの飛散物により安全性を損なわないことを要求している条文になります。
0:29:43	はい。こちらの方でまた例のごとく、申請書における該当箇所を明確にさせていただきたいと思っておりますけど、こちらもち帰りということによろしいですかね。
0:29:53	九州電力の武智でございますはい、改めて回答させていただきます。
0:29:58	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願いいたします。はい。
0:30:02	これですね解釈、第5項に関しては解釈のところで、
0:30:08	床の間二次的産物、笠井加賀化け学反応ですとかそういったものの二次的影響も考慮するものとするということが書かれておまして、
0:30:19	それで私の方で
0:30:22	既許可の申請書とかいろいろ見たんですけれどもどうもこのちょっと二次的影響に関する該当箇所がですねちょっと
0:30:31	ちょっと見当たらなかったなのでこの該当箇所についても明確にして、
0:30:35	はいただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
0:30:42	九州電力のタケツグでございます承知いたしました日赤。
0:30:46	影響について該当箇所。
0:30:50	が、あるのかないのがですね、影響考えつつあるのかと、整理
0:30:58	当社の方で確認しまして回答させていただきます。
0:31:03	よろしくお願いいたします。
0:31:06	はい。
0:31:06	よろしければ次ナンバー6の津波、
0:31:10	2、
0:31:11	はい。行こうと思うんですけどよろしいですかね。
0:31:14	はい。
0:31:16	では次のNo.6に行かせていただきます。
0:31:20	はい。
0:31:21	条文整理表にいて、燃料集合体というのは基準津波の影響を受けない場所に設置する設計としていてそういった場所の変更はなく、
0:31:31	設計方針に変更がないため申請対象外としているんですけども、設計方針ですとか設備の場所の変更の有無について申請書における該当箇所、
0:31:42	とともに明確化して条文整理表に追記、
0:31:47	してくださいというところになりますけれども、はい。こちらについてご説明をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:57	はい。九州電力の池田です。こちらのご質問については、ナンバー1のご質問と同様に該当する箇所を申請書の中からどこがどうするかというのを記載して、
0:32:08	欲しいというふうなご質問というふうにご理解しております。なので、申請書において、燃料集合体が設置される場所を記載した箇所を示してその内容、条文性状に追記しようというふうにご考えております。認識合っておりますでしょうか。
0:32:24	はい規制庁ウエハラですはいそうですね。はい。おっしゃった通りのはい
0:32:30	はい。そうですね。方針ではそういうございますので。はい。現状の条文整理表にそうですねそういう、はい該当箇所が記載がないものですのでやはりそういったところの記載を反映をお願いできればと思います。はい。
0:32:44	はい。九州電力イケダで承知しました。現状、確認しているところではございますが、本文中にですね、使用済み燃料は使用済み燃料野瀬、
0:32:55	2、映像すると。
0:32:57	いうふうな記載がございますのでちょっとこの該当箇所を記載しようかなというふうにご考えております。以上です。
0:33:08	はい規制庁ウエハラです。はい。
0:33:11	はい。よろしくごお願いいたします。
0:33:15	そうですね。当然ご認識いただいていると思うんですけども佐瀬そういった津波の影響を受けないということに関しては燃料が炉内にあるときと、炉外にあるとき、
0:33:28	年使用済み燃料ピットですとかあと新燃料貯蔵庫貯蔵庫にある場合もありますので、そういったところ、そういった場合も併せてはいそうですね。記載箇所を追記いただければと思います。はい。
0:33:43	はい。九州電力池田です承知いたしました。
0:34:46	はいすいませんお待たせしました規制庁ウエハラです。はい。
0:34:50	はい。よろしければ次No. 7の外部からの衝撃による損傷に移りたいんですけどもよろしいですかね。
0:34:58	はい。
0:35:01	はい。
0:35:02	このナンバー7なんですけれどもこの外部からの衝撃による損傷の防止として燃料集合体の安全機能が防護対象となるか説明することというところでまず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:13	これについてご回答をお願いします。
0:35:18	はい。九州電力池田です。現状の条文整理表の記載でいいますと、設計方針に変更はないためという、設計方針に主眼を置いた記載になっております。ご質問の趣旨としては、
0:35:30	申請条文が設計方針の変更有無ではなくて防護対象の変更有無があるのかどうかというふうな、
0:35:38	整理の仕方をすべきというご質問の意図かなというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。
0:35:44	はい規制庁ウエハラですはいおっしゃる通りでまずですねこの後もまたいろいろ確認するんですけども、火災とか溢水に関してもそういった観点で条文整理表を整理していただきたいというふうに考えております。はい。以上です。
0:36:02	はい。九州レベルです。現状の、また改めて確認中ではございますが現状の整理でいいますと、6条は安全施設に係る要求でございますので、
0:36:12	燃料集合体がクラス1と分類されることから、防護対象というふうに整理できるかなというふうに考えております。また改めてご回答させていただきます。以上です。
0:36:27	はい。規制庁植原ですはい。ご回答ありがとうございます。はい。
0:36:32	では続きましてその上で以降なんですけれども、
0:36:35	はい。条文整理を、表における記載、設計方針に変更はない。
0:36:43	選書少々お待ちください。
0:37:52	はい。原子力規制庁の植原ですけれども、先ほどご説明の中で、燃料集合体はクラス1なので、防護対象ですというお話だったんですけどもそれは、燃料集合体が炉内にある場合、
0:38:05	ニワということよろしいですかね。
0:38:10	九州電力池田です。ご理解の同意通り炉内にあるときにクラス1というふうに分類されるというふうに考えております。以上です。
0:38:19	はい規制庁ウエハラです。はいありがとうございます。
0:38:22	はい。
0:38:24	すいません、ところの外部からの衝撃に
0:38:29	よる損傷から防護する対象としましては、例えば津波から防護する施設、施設としてはクラス1クラスに、
0:38:40	なんかもう
0:38:42	防護防護する施設というふうに、申請書の添付8の方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:48	記載されておりましたそうだとクラス 2 とかも、防護対象になるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:39:01	九州電力の池田です。まず整理させていただくと竜巻津波ともに、クラス 1 及びクラス 2 がほぼ対象になるというふうに考えております。
0:39:13	現状、5 条の第 1 項の記載の中では、設計方針に変更がないため申請対象外というふうに整理しております、ここの理解がちょっと
0:39:23	私の方の理解が足りてないのかなと思うんですけども、防護対象として整理するという観点で整理すると、五条津波の方もですね防護対象というふう、ことで申請対象というふうに整理できるかなというふうに考えております。以上です。
0:39:54	はい規制庁植原です。
0:39:56	はい。まず津波、
0:39:59	のお話なんですけれども津波、
0:40:03	から防護する設備っていうのはですね申請書の添付 8 のところですね、クラス 1 設備及びクラス 1、クラス 2 設備、
0:40:15	並びに津波防護施設、津波防止設備及び津波監視設備を含む、耐震 S クラスに属する設備、
0:40:24	というふうになっていると思ってまして、従って燃料集合体。
0:40:30	っていうのは、
0:40:31	これは耐震 S クラスに属する設備だという理解ででしょうか。はい。そこを確認させてください。
0:40:48	九州電力の池田です。燃料集合体は、耐震 S クラスではないというふうに理解しております。以上です。
0:40:58	はい規制庁ウエハラですはい。となりますとこの申請書添付 8 ジンノ、それ津波の津波防護対象の定義には当たらないかなというふうに考えていたんですけども、
0:41:13	結局のところ燃料集合体はこの津波防護対象に当たるのかっていうところでちょっと、はい
0:41:19	はい。ご説明いただければと思います。はい。
0:41:25	九州電力池田です。津波防護対象設備はご理解の通り、クラス 1 設備もしくはクラス 2 設備、もしくは耐震 S クラスの設備取り組み該当する場合だというふうに考えております。
0:41:39	ですので今回燃料集合体がクラス 1 設備であることから防護対象と、
0:41:43	いうふうに整理しております。以上です。
0:41:48	はい。規制庁植原です。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	はい。すいませんこの申請書添付 8、例えば具体的なちよっとページ数申し上げますと、8-1 の
0:42:02	223 から 224 のところに書かれているんですけども、
0:42:08	この
0:42:09	日本語を読むと、クラス 1、クラス 2 設備、
0:42:14	ゴニョゴニョって続いて、を含む、耐震Sクラスに属する設備、
0:42:19	ってなってるので、
0:42:22	食らっ水。
0:42:23	1 で、1 とか 2 で、かつ、耐震Sクラスの設備なんじゃないかなあと読んでたんですけども、
0:42:35	ここはアノandではなく、
0:42:37	条件という。
0:42:40	ことでしょうかっていうのをちよっと確認させてください。
0:42:45	はい。九州電力池田です。私の、すみません申請書のその資料の内容とそこがある点はちよっと今後修正させていただきたいんですけども、まず現在の私の認識としては、
0:42:58	というふうに理解しておりますので、ちよっと改めて、確認させていただきまして私の認識と、資料の内容、整合がとれるように修正させていただきたいと思います。以上です。
0:43:11	はい。規制庁植原です。はい。修正とおっしゃったのはあれですね、条文整理表を修正されるということで、真ん中の説明が何か長くなってしまいそうでしたら全然補足説明資料等に、はい。
0:43:24	返していただいても構いませんので、そういった形で資料修正。
0:43:28	いただくということでよろしいですかね。
0:43:33	はい。そのように、資料修正もしくは作成させていただきたいと思います以上です。
0:44:03	第 6 条、規制庁の植原です。そして第 6 条の外部からの衝撃の話してたらちよっと津波の方に行った話が飛んでしまったので一旦また外部からの衝撃の話の方に移りたいというふうに、
0:44:17	考えてます。はい。この外部からの衝撃に関しては先ほどご説明があった通りクラス 1 とクラス 2 が防護対象になるということでしたので燃料集合体が炉内にある場合だけではなく炉外にある。
0:44:33	場合に関しても、防護対象だという理解でよろしいですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	九州電力池田です。まず、前提として炉内にあるときは防護対象から間違いがございませんで、炉外あるときですね、炉外にあるときに、防護対象かどうかという整理についてなんですけれども、
0:45:01	法律はちょっとまた確認させていただきたいんですが現状その炉外にあるとき、つまりツツミ燃料ピットにあるときというのは、防護対象ではない。
0:45:10	ただし、場内にあるときに防護対象というふうに整理している燃料集合体ですので、その際にも、炉外にある場合においても、
0:45:18	外部からの衝撃を考慮すると。
0:45:21	いうふうに整理しております。
0:45:24	以上です。
0:45:44	はい規制庁植原です。はい。
0:45:46	はい。
0:45:47	すいませんちょっと私の方でちょっと認識にちょっと誤りがありまして、燃料集合体を持っている機能のうち、三つ機能があってそのうち二つがクラス1で、
0:46:00	放射性物質の拡散防止がこれがクラス3ですね。はい。
0:46:04	燃料の炉外に取り出した時に燃料集合体残る機能っていうのはこの
0:46:15	違うか。
0:46:16	はい。はい少々お待ちください。
0:47:00	はい規制庁植原ですはい。すいません。
0:47:04	はい。ちょっと確認なんですけれども燃料集合体を持っている機能って三つあって、
0:47:09	三つあってクラス1のものが二つあってクラス3のものが原子炉冷却材中への
0:47:18	核分裂生成物の放散防止機能なんですけれどもこれは炉外に出ると、この三つとのなくなるという理解でよろしいですよ。
0:47:35	はい。九州電力の池田です。その安全、すいませんちょっと一旦持ち帰らせていただきたいなと思っておりますご質問の内容ですねまず安全機能、三つあってそれが炉内にあるときそして炉外にあるときにどのような整理なのかちょっと一旦持ち帰らせていただいて、改めてご回答させていただきますと思います。以上です。
0:47:55	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願いいたします。
0:48:13	はい。規制庁江原です。はい、ではすいませんよろしければちょっとN o. 7のちょっと続き、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:19	はい。行きたいと思っております。はい。
0:48:24	その上で以降なんですけれども、条文整理表における記載。
0:48:29	設計方針に変更はないため、申請対象外であるが、竜巻に関する本要求に対する設計の詳細は設工認において説明する。
0:48:39	また竜巻以外の自然現象に間かかる、設計方針は本申請による燃料集合体の変更の影響を受けないと。
0:48:48	しているんですけれども設計方針の変更ではなく、
0:48:51	防護対象として変更があるのかというところで整理していただきたいと思っております。先ほど、燃料集合体が持っている三つの機能、
0:49:01	に関して整理、いただくということになりましたのでそういった整理もあわせて、防護対象として変更があるのか、整理、
0:49:09	した上で条文整理表の方も見直していただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:49:16	九州電力イケダで承知いたしました。防護対象の変更有無という観点で条文整理を整理いたします。以上です。
0:49:24	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願いいたします。はい。
0:49:29	よろしければ次竜巻の、ちょっと単なる技術的な確認に入るんですけれどもよろしいですかね。
0:49:39	はい。
0:49:41	ナンバー8なんですけれども申請書添付8の第1.8.1票では、設計飛来物の
0:49:48	の最大水平速度が51。
0:49:53	ですとかあと鉛直速度が34というふうになっているんですけれども、
0:49:59	26日に出していただいた補正、補足説明資料の1-4-1の50ページ。
0:50:06	ではですね評価においては、
0:50:10	日竜巻の評価ガイド改正前の速度アノ57とかは、38とかそういう運動エネルギーで、
0:50:18	燃料集合体の健全性を実施シートをしまして、現状その申請書の添付の速度と、実態として評価を行う。
0:50:28	ているものが、その町で別の数値を使っているという、
0:50:33	理解でよろしいでしょうか。
0:50:37	九州電力池田です。ご理解の通り、まず、現場時に記載している数字と、あと実際に評価としてもじる数字っていうのは異なる数字を用いております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	理由としては、玄海の再稼働等においてですね急崖の速度というのが、新ガイドのハタより保守的な数字になっているということで、急崖、
0:50:58	数値を採用している。
0:51:00	という改定でございます。以上です。
0:51:06	はい規制庁植原です。
0:51:09	はい。そうですね。旧ガイドの方が保守的な、
0:51:15	数値を使っていたので添付 8、
0:51:21	はい。そちらの方の保守的な、
0:51:24	数値を使って健全健全性評価を実施されたということなんですけれども、
0:51:32	そういった背景を踏まえるとこの申請書添付ハッチの
0:51:36	この設計飛来物の速度を、
0:51:39	何か
0:51:41	救急ガイドの数値に、要するに、実際に評価をしている数値に、
0:51:46	そのままにできなかったのはなぜなんでしょうかっていうところですね何か
0:51:54	他のものは設計飛来物に対して、保守的ではなくガイド改正後の数値を使う。
0:52:01	評価を行っているですとか、そういうことなんですかね、はいこのところをなぜ
0:52:09	ガイド改正後の数値に変えたのかというところを確認させてください。
0:52:16	九州電力池田です。
0:52:18	まず基本的には申請書の現場に記載している通り、ガイドの値、50、水平が 51 メーター、援助が 34 メーターパーセクっていうのを採用、
0:52:28	基本とするという考え方は、申請書に記載の通りであって、今回のその竜巻飛来物に対するその機械物に対する燃料集合体の評価、
0:52:38	にあたっては、より保守的な評価とするために急崖度の速度を参照するという意味で補足説明資料側には、Qby速度を記載しております。なので、
0:52:50	設計のベースとある。
0:52:51	設計のベースとしている速度は、新しい最新のガイドの数字を債務解消、参照する意味で記載をしている。
0:53:00	という背景でございます。以上です。
0:54:37	すいません規制庁植原です少々お待ちください。
0:55:53	すいません。お待たせしました原子力規制庁の上原です。はい。すいませんこの今のところの竜巻のアノセキ飛来物の評価。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:05	ところの、
0:56:07	テンパチのこの速度の記載なんですけれどもこれを評価ガイド改正。
0:56:14	5人。
0:56:18	変更されたと思うんですけどどのタイミングで変更されたかというのをちょっとはい説明いただければと思います。
0:56:28	九州電力池田で少々お待ちください。
0:56:32	あ、すみません規制庁植原ですけれどもこちらの方で見た感じなんか平成28年9月21日の1、補正で何か変わってたと記憶してまして。
0:56:43	28年の9月21です。はい。あのさ参考情報までです。はい。
0:56:52	九州大学の山下です。こちらで持つてる資料によりますとですね、平成26年の9月17日に改正されてるんじゃないかなと思うんですけども。
0:57:01	いかがでしょうか。
0:57:04	佐瀬それは竜巻評価ガイド自体の改正であって、それを受けて、この玄海の許可申請書のテンパチの速度のところを、
0:57:15	変えたのは、
0:57:17	これは新規制基準のときの、申請の補正としてですかね或いは何か別の
0:57:24	時の許可申請ですかねというのをちょっと確認したい。
0:57:28	という趣旨です。はい。
0:57:33	九州電力池田です。一旦、その持ち帰らせていただいていつごろ改正されたかっていうのは確認はするんですけども、一旦ですね補足説明資料に記載している抗生剤の速度、
0:57:44	について、ちょっと今、現状の値ですとQガイドに速度の評価というふう
0:57:51	に整理しているんですけどもここを最新のガイドの数値とする旨を、ちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
0:58:11	規制庁スズキです。今の話がちょっとよくわからなくてですね。
0:58:16	九州電力として、すでに何かしらの許可新規制なのかどうかわかんないんですけど許可のときに、
0:58:24	旧ガイドの、
0:58:26	コウ製剤の速度、
0:58:30	が厳しい値のもので設計を、
0:58:34	していましたと。そこは特段今設計の変更はないので、
0:58:38	それを維持した設計結果になっています。ただ
0:58:44	手続き上は、評価ガイドの改正を受けた後の内容で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:51	設置変更してるものは何かしらあって、その時には、
0:58:58	その設置変更の時に、
0:59:00	その設計内容を、
0:59:04	切ったわけではないということで今補足説明で言う。
0:59:09	評価ガイドの値を、
0:59:11	設計済みのものはいじりませんっていう説明を今なされているんじゃないかなと理解
0:59:17	けど、
0:59:18	ちょっとその辺の関係性がわからなくて、
0:59:22	先ほどは植原が言ったように
0:59:25	評価ガイド改正後に、
0:59:28	何かしらの申請の補正のタイミングでそれをテンパチ入れているっていうことは実はその時に、
0:59:36	全部の設計をやり直している。
0:59:39	可能性もあってちょっとその辺が、
0:59:41	やり直しとかやり直してないのか、ちょっとその辺がわからないので、今ここ聞いてるところ、
0:59:47	別に設計やり直してないんで、セキ設備の数、
0:59:53	評価内容っていうのは変わってないですっていうことなら、今の補足をそういうふうに書いてくれれば、
1:00:01	補足を見直す必要はないかなと思うんですけど、ただ、一方で先ほど言ったようにどっかの申請書のタイミングで、
1:00:08	変えちゃってて、そこを変えた経緯があるんであれば今回はやっぱり、
1:00:14	新しい
1:00:16	改正後の値で、
1:00:18	再評価しましたっていうことになるのかなって気もするし、ちょっとその辺の前後関係と、
1:00:25	設計が今上どういう状態にあるのか、そこをまず明確にさせていただいた上で、
1:00:32	補足を直す直さないは後回しかなって気がするんですけど、いかがでしょう。
1:00:39	はい。九州電力の池田です。まず、順序としては申請書のテンパチが、ガイド改正後に、どこかのタイミングで、最新のガイドの値、51メーター%30

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:49	2 円改正しておりますのでその際に設計編、設備変更は行っておりません。したがってその急崖設計の通りですね、57 メーターパーセント、38 メーター%の設計のままとなっております。
1:01:04	なので今回の記載に補足の記載においても、設計が変わってない旧ガイドの値をそのまま載せているという状況でございます。以上です。
1:01:14	規制庁宗です。それであれば、まずちょっと、その先ほどの何か申請書の記載を変えたタイミング、
1:01:21	と。
1:01:22	つまり、何の申請でそこを変えたのか、それと、その時点でも、設計は変え、変える必要はなくて、
1:01:29	変えていないしそ、現状も今それを維持してるんだったら維持してるっていう、その辺の流れをですねまず一旦まとめていただいて、
1:01:37	その上で今回改めて、
1:01:40	テンパチ 2 回、
1:01:43	1 オカノテンパチに書いてある数字に、
1:01:46	直すのか直さないのかっていう観点で今の補足説明資料の位置付けを明確にしてもらえればそれでいいかなと思うんですけど。
1:01:56	はい。九州電力池田です。
1:01:58	承知いたしました。今、
1:02:00	お示しの通り、設計を変えていないことそしてその設計を維持しているということ、その流れがわかるような形で補足説明資料を拡充させていただきます。以上です。
1:02:18	はい。規制庁植原です。はい。
1:02:21	はいナンバー8。
1:02:24	まではい。
1:02:25	よろしければ次、ナンバー9に進みたいんですけどもよろしいですかね。はい。
1:03:07	すいません、九州電力の風間でございます。今のホワイトボードの確認につきましては、今 6 条関係を、とかが続いていますので、
1:03:18	確認するとしたら、
1:03:21	9 まで行けば六条が終わるので、一応 9 のところで一旦区切っていただいて、これまでの振り返りをやった上で 10 番に進むという形でどうでしょうか。
1:03:35	はい規制庁江原です。はいご提案の通りにハヤマをしたいというふうに考えてます。よろしく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:03:41	ください。
1:03:43	九州電力中園です。ありがとうございます。
1:04:02	はい。規制庁植原です。はい。
1:04:05	では、竜巻の最後の確認事項ナンバー9に、はい入りたいというふうに考えてます。はい。
1:04:11	こちらの条文整理表にて、炉内にある燃料集合体は建屋内にあることから、自然現象による影響は受けないとしており、
1:04:22	自然現象と、設計基準事故の重畳は考慮不要である方針としているため、申請対象外と。
1:04:30	しているんですけども、
1:04:32	これも設計方針について
1:04:35	申請書のどこに書かれているんだっていうところ明確化、
1:04:39	そして所条文整理表に追記していただきたいというふうに考えてます。はい。
1:04:45	私の方ですすねちょっとこれ申請書の方で、要するに、事後の状態との重畳は考えなくていいよっていうところが書かれているところをいろいろ探したんですけども、
1:04:57	竜巻と降下火砕物に関しては、明記されているというところは見つかったんですけども、それ以外の何か自然現象もいろいろあるはずなのでちょっとそういったところがちょっと網羅的に、
1:05:11	ちょっと確認できないんじゃないかなというふうに考えてましてちょっとそういう、
1:05:16	ところですね。
1:05:18	この重畳は不要である。
1:05:20	ていうのが申請書におけるどこに書かれているのかというのをはい。
1:05:25	そうですね整理いただきたいと思いますけどよろしいでしょうか。
1:05:30	九州電力池田です。承知いたしました。重畳が不要という整理を読めるところを申請書の中から探して、それを条文整理表に追記させていただきたいと思います。以上です。
1:05:44	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願いいたします。はい。
1:05:48	ではここで言ったホワイトボードの確認に入りたいと思うんですがちょっとまだナンバー9、書いてますんで少々お待ちください。
1:08:09	当九州電力のタケツグでございます。ではここまでの当社の対応事項についてご説明させていただきます。
1:08:16	まずナンバーワンにつきましては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:21	12条の環境条件に関する記載については申請書の記載箇所についてお示しさせていただくと、常務整理表にて記載させていただきます。
1:08:33	ナンバーについては、なしでナンバー3につきましてはこちらにつきましても申請書の該当箇所を別途回答、
1:08:44	条文整理表に追記させていただきます。あと
1:08:50	燃料集合体に関しまして解釈12条8項の該当部分を明確にするとともに、
1:08:58	燃料集合体の具体、各機能を維持するための具体的な試験検査、
1:09:03	説明資料に追記させていただきます。試験検査、
1:09:09	野瀬につきましては機能別とあと炉外か道内かについて分けて整理させていただきます。
1:09:15	ナンバー4につきましては燃料取りかえイシイピットのほう素濃度の変更となりますので、運転中の待機状態にある安全施設、
1:09:24	に該当するのか、多重性多様性を有するカトウ含めて試験検査について補足説明資料にて説明させていただきます。
1:09:35	ナンバー5に関しましてもこれも申請書記載箇所については別途、
1:09:41	と、
1:09:42	条文整理表にて明確にさせていただきます。
1:09:52	はい。
1:09:53	ナンバー6につきましても申請書に切り換えた箇所を上部衛星利用に追記すると。
1:09:58	いうところで燃料がない、外にあるときで整理する。分けて、水、整理します。
1:10:07	ナンバー7につきましては燃料集合体の安全機能が炉内側にあるとき、安全機能がどのように整理されるかを御説明と。
1:10:17	いうこととあと燃料集合体の安全機能については防護対象の変更分という観点で上部整理表で整理させていただきます。
1:10:26	ナンバー7につきましては設計飛来物の速度について申請前後で節減コウないと。
1:10:33	いうところを補足説明資料の記載を留意させていただきます。
1:10:38	ナンバー9につきましてはDBAとの重畳が不要であることについては申請書の該当箇所を明確に、
1:10:51	本城芹様で、
1:10:53	修正させていただきます。はい。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:00	はい規制庁ウエハラです。はい。整理いただきありがとうございます。はい。
1:11:06	ですね1点だけちょっとナンバー6がこれ津波なんですけれども、津波で燃料集合体が防護対象となるかならないかで、
1:11:17	規制庁側と事業者側で何か認識に相違が、
1:11:22	あるということがヒアリング、今回のヒアリングでちょっと明らかになったと思うので、
1:11:28	ナンバー6に関しては燃料集合体の安全機能が津波防護対象となるかっていうことも、そうですね
1:11:39	間瀬整理。
1:11:40	されるという認識だったんですけれども、はい。
1:11:44	それもちょっとそうですね。
1:11:48	衛藤議長勝数側よろしいでしょうか。ニイズ、その認識でよろしいでしょうか。
1:11:54	できればこちらでファイルを記載させていただきます。
1:11:58	はい、九州電力池田です認識相違ございません。
1:12:22	はい。そうですね。ナンバー7のなんか、2番目のポツで、防護対象として変更の有無があるのかという観点で、上部整理表を松波に関しても、整理してもらえればと思います。
1:13:45	九州電力のタケツグです
1:13:48	当社対応に、
1:13:49	つきまして追加させていただいたところを説明します。
1:13:53	No.6に関しましては燃料集合体の安全機能が津波防護対象となるかということ当社の方で確認させていただきまして、その結果
1:14:04	ナンバー7のコメントのほうに追記しておりますけれども、燃料集合体の安全機能について防護対象の有無、
1:14:11	道後対象の変更の有無という観点で津波につきましても条文整理表で追記させていただきます。以上です。
1:14:56	はい規制庁江原です。はい、ではNo.10からアノカセ再開させていただければと思います。はいよろしくお願いします。
1:15:04	ナンバー10、
1:15:06	10は火災に関するもので、はい。条文整理表にて、火災による損傷の防止に係る設備に変更はなく及びそれらの運用の変更は伴わないことから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:18	設計方針に変更はないためというふうに書かれているんですけども、燃料集合体が火災防護対象となるか、なんならないのであればそのように説明を見直すこと。
1:15:30	ということと、あと上部セイヒョーの記載ですね現状火災による損傷の防止に係る設備ですとかそれらの運用の変更ではなくて防護対象としての変更の有無について
1:15:42	記載を見直してくださいというところになりますというところで、まずこの燃料集合体の各機能が火災防護対象となるのかというのでちょっとはいご説明をお願いします。
1:15:56	はい。九州電力の池田です。基本的に燃料集合体は不燃材料で構成されておりまして、火災により直接影響を受けないと。
1:16:04	ということで火災防護設備ではないというふうに認識しております。
1:16:09	以上です。
1:16:11	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。はい、ではそのように説明を見直していただければと思います。
1:16:20	はい。九州電力池田です承知いたしました。
1:16:26	規制庁それですみません、今の話が私理解できなくてですね。
1:16:31	不燃材だと火災の影響を受けないので防護対象じゃない。
1:16:35	いうことになって、
1:16:37	現在でも法になれば、火災の影響を受けるので、
1:16:41	いやそもそもまず、
1:16:43	火災の影響を受けて死んでもいいのか、それとも守んなきゃいけないのかっていうだけなんじゃないかなと思うんですけど。
1:16:51	私の理解違いますかね。
1:16:57	九州電力池田です。ご指摘の点踏まえまして防護対象かどうかというところの観点で、改めて整理させていただきたいと思います。以上です。
1:18:01	はい。規制庁江原です。はい。このナンバー10に関してなんですけれども燃料集合体の各機能が火災から保護する対象となるかというところで、
1:18:12	条文整理表に説明を追記いただくんですけども、その際に
1:18:18	申請書の方はですね、
1:18:20	原子炉の高温停止低温停止を達成し維持するための安全機能を有するものですか、あと放射性物質のちょうど、
1:18:29	または閉じ込め機能を有する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:31	機器ですとかそういったものが何か火災から防護する対象となっている。
1:18:40	かと思いますのでそういったものに該当するかですとかそういった観点で整理いただければと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。
1:18:51	九州電力池田です。ご指摘の点を踏まえまして、再度整理させていただきます。以上です。
1:18:59	はい。規制庁植原ですはいよろしくお願いいたします。はい。
1:19:06	はい。
1:19:07	続きましてNo.11、これも火災なんですけれども、申請書添付8です ね、使用済み燃料貯蔵設備は消火水が流入しても未臨界となるよう に、
1:19:20	ような配置としている。
1:19:22	ですとかそういった何か、消火水による臨界性の影響みたいなことが
1:19:29	書かれているんですけれどもこの位置付けについてちょっと確認したい と考えてますこれは要するにこの第8条の消火設備が、
1:19:40	この許可基準規則の第16条の中身臨界性に影響、悪影響を与えない。
1:19:46	ということを確認する評価であるという認識でよろしいでしょうか。
1:19:53	九州電力の池田です。ひも付8条と16条の紐づきについては再度確 認させていただきたいんですけれども現状として、消火水が流入しても 未臨界となるような設計となっているのは間違いございません。ちょっと この、
1:20:06	要求の整理ですね、8条と16条のひもづけについては再整理させてい ただきたいと思います。以上です。
1:20:15	はい規制庁ウエハラです。はいよろしくお願いいたします。
1:20:20	火災に関して、
1:20:21	よろしければ次の溢水に進みたいんですけれどもよろしいでしょうかね。 はい。
1:20:26	はい。次No.12。
1:20:28	なんですけれども、
1:20:30	はい。条文整理表にて溢水による損傷の防止等に係る設備に変更はな く、その辺の運用等の変更もないので、設計方針に変更はないと。
1:20:42	いうふうに説明されてるんですけれども燃料集合体が溢水防護対象設 備、
1:20:49	ですとか溢水から防護すべき系統設備とならないのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:54	この条文整理表の説明を見直すことというところで、まずこの燃料集合体っていうのはこの溢水を、
1:21:02	よる損傷の防止、
1:21:04	について検討する必要がある設備なのか、対象なのかっていうところで廃合回答ご回答をお願いします。
1:21:14	九州電力の池田です。まずは、防護対象、変更有無という観点で整理させていただきたいんですけども、現状としては、先ほどの火災と同様溢水の防護対象についても、
1:21:28	原子炉の高温停止低温停止、あとはSFPの冷却機能に寄与するものというものが防護対象になると考えておりますので、燃料集合体については該当しないのではないかとこのように現状考えております。
1:21:41	以上です。
1:21:59	はい規制庁植原です。はい。
1:22:03	はい。今のご説明にあったところによりますと、原子炉の高温停止、低温停止に関わる設備ですとか、
1:22:13	うん。
1:22:16	そうですねそういった設備だと。
1:22:18	いうことだったんですけども添付 8 を見てみますと、そういった系統設備に加えて、
1:22:24	水により発生する原子炉外乱及び、溢水の原因となりうる原子炉外乱に対処する設備を抽出するというところで、
1:22:34	そういったものを含めて溢水から防護すべき系統設備を、
1:22:40	第 1.7. 4 表、
1:22:43	1.7. 4 表ですね、とかに示してますので燃料集合体がこういうのにも該当しませんですとかそういった説明も併せてはい、追記をお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。
1:22:57	九州電力イケダで承知いたしました。
1:23:09	はい、では続きましてNo.13 で溢水の、これ第 2 項に関わるものになるんですけども、
1:23:18	はい。はい。
1:23:21	要するにこの第 2 項、
1:23:23	の放射性物質を含む液体の漏えいに関して、燃料集合体が該当するかというのを確認したいという趣旨になります。はい。
1:23:33	現状申請書ではですねこの放射性物質を含む液体が溢れ出した場合、
1:23:39	に配慮しなければならない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:42	設備というところでそれらがポンプ弁、
1:23:47	現象キャビティですがそういういくつか申請書で挙げられているんですけども最後に口頭っていうふうになってしまっていて、ちょっとこの等に含まれるものが何なのかっていうのを確認したいというふうに考えてます。はい。
1:24:00	なのではい説明をお願いします。
1:24:04	はい。九州電力の池田です。また、現在確認中ですので改めてご回答しようと思うんですけども、現状、この等に該当するものは、SFP以外、
1:24:15	ピット、例えば、年度利用チャンネル、キャスクピット、あとは燃料検査ピット等が該当するのかなというふうに考えております。以上です。
1:24:27	はい規制庁ウエハラです。はいありがとうございます。はいでも今の
1:24:33	若干調べていただいているというところですので、
1:24:38	はい、そうですねこの遠い何が含まれるかというのはそうですね補足説明資料ですとか何かしらはいそうですね。追記いただければと思います。がよろしいでしょうか。
1:24:52	九州電力池田です。承知いたしました。整理させていただいて補足説明資料にまとめさせていただきます。以上です。
1:25:00	はい。規制庁上原です。はい。よろしく願いいたします。はい。
1:25:06	はい。次ナンバー14 なんですけれども、水に関してはよろしいでしょうかね。
1:25:13	はい。
1:25:15	はい。
1:25:16	よろしければ次アノ5 サトウですとか、朝来作動の防止ですね、サトウの防止に関する条文第10条、
1:25:24	に移りたいと思います。はい。
1:25:27	74 なんですけれども、
1:25:30	条文整理表にてば作動の防止に係る設備に変更はなくですとか運用にも変更がなく設計方針に変更がないため、
1:25:38	というふうになっているんですけども、
1:25:42	燃料集合体の取り扱い貯蔵槽間における誤作動の防止に係る設備について申請書における該当箇所とともに明確化して、
1:25:51	条文整理表に追記していただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
1:26:04	原子力のタケツグでございますはい、承知しました後、ご相談に関するところかと思えますけどもゴソウさん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:14	江藤、同窓者に関する申請書の記載箇所とあと特に燃料集合体に関する誤操作について、関する記載の箇所を条文整理表のほうに記載してこちらにつきましては設計時に、
1:26:27	それについては法人に記載内容に変更ナリタの申請対象外といった形で、条文整理表を修正させていただきます。
1:26:38	はい規制庁ウエハラですはいよろしくお願ひいたします。
1:26:41	この意図といたしましては燃料集合体の誤操作防止に係る設備っていうのを網羅的に把握して、高燃焼度燃料ドイ導入によっても変更がないこと。
1:26:53	確認したいと思いますので守れなく、抽出いただければと思います。
1:26:59	はい。特に以降に書いてるんですけども、こちらの方で申請書を確認したところ、燃料集合体に、かちょっと関係した、誤操作防止の
1:27:12	ことが書いてありまして、また、ここですねなお、1号炉及び2号炉燃料用取り取扱工具は4号炉の
1:27:23	燃料集合体を使えない設計とし、掴めない構造とし、というふうなこういった
1:27:29	今の設計が書かれていましたので、
1:27:32	ただ、ここを読むだけだと具体的にどういう、
1:27:37	どういう掴めない構造って、具体的にどういうことになってるんだってさ、そういったことはちょっと読めないんで、この、特にこの、
1:27:46	なお書き以降で書かれていることに関してはその具体的な内容について説明していただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:27:55	九州電力のタケツグでございます。ドイ確認なんですけれども燃料集合体の操作に降雨誤操作の防止に関する申請書記載。
1:28:05	発症。
1:28:06	そこ操作に関する部分を網羅的にというところなんですけれども、
1:28:10	こちらにつきましては申請書に記載されている誤操作に関する、
1:28:15	ホソノ防止に関する、
1:28:19	ものということで許可の範囲内という認識でよろしいでしょうか。
1:28:31	はい規制庁江原です。はい。ちょっとそれに関係してちょっと確認したいんですけれども許可申請書に書かれている燃料集合体に、
1:28:41	関する誤操作の防止に係る設備っていうのはそのごく一部だけが、
1:28:46	何か代表的なものが書かれていて実際にはもっとたくさんあってそれはなんか設工認の方にもっと詳しく書かれているんですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:28:56	いや、そもそも設工認申請書にも何か書かれないような、設備が実はあってとか、何か、
1:29:03	そういう何か、
1:29:04	情報量、
1:29:06	もう何か、多さに違いがあるんでしょかっていうところでちょっと確認さしてください。
1:29:12	九州電力のタケツグでございます。ちょっとね、誤操作に関するルー、
1:29:18	誤操作という燃料集合体については直接操作するようなものではないので、あまり関係するところは、
1:29:26	ちょっと今のお考えですけど、あまりないのかなと思っておりまして今書いていただいている燃料取扱工具での誤操作防止に関するところ以外にはちょっとあまり、
1:29:39	もう行くものはちょっとないので、
1:29:44	当社の当社がこれから確認していく上で申請書、
1:29:51	あとは、なので降雨、工認ではもっといろいろ書いてあるとかそういったところをちょっと現時点で認識はないんですけども当社これから確認していく中で申請書に記載している具体的な箇所を抽出するような形で整理すればいいのかなということでお聞きさせていただきました。
1:30:50	はい。規制庁江原です。はい。
1:30:52	そうですね。
1:30:55	誤操作の防止、主燃料集合体の誤操作の防止に係る設備として、何か一部、
1:31:02	だけを何か許可申請書に書いてあるかもしれないんですけども、その一部だけではなくちょっと網羅的に書いてない、誤操作防止に係る設備も含めて何か補足説明資料とかに追記していただくことは可能でしょうかね。
1:31:29	九州電力中園でございます。今の事実確認の件ですけど、当社の方でも、コウ操作防止に関わる設備について、許可段階、
1:31:43	工認段階とかで、ちょっと遅いがあるのかっていうところも踏まえて、
1:31:49	あと、どこまで記載するかっていう記載レベルについては資料を、当社の方である程度作った上で等、また比嘉理事、次回の
1:31:59	事実確認の場で相談させていただきたいなと思いますけど、よろしいでしょうか。
1:32:08	はい。規制庁江原です。はいそちらではい。よろしく願いいたします。
1:32:15	規制庁鈴木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:18	とりあえず、
1:32:19	事実としてどんなものがあるかって言う、言うのは、
1:32:24	誤操作防止の観点でどんな
1:32:27	工夫をしているのか、それちょっと聞きたい。
1:32:31	一方で、誤操作防止に係る設備、
1:32:36	或いは何かしらのもの。
1:32:39	ていうのが、
1:32:42	許可設工認で、
1:32:44	扱うべき施設設備なのかどうかってのはまた別にあると思う。
1:32:49	まずはそこは別にあまり気にせずに、
1:32:53	誤操作防止の配慮として説明書としても
1:32:57	うん。
1:32:58	そこに登場するものが、
1:33:00	どの施設設備、
1:33:03	そうじゃないものだ。
1:33:05	何か資機材的なもの
1:33:07	とか、
1:33:08	そういう整理をまず、
1:33:10	てもらえればいいかな。
1:33:15	追加でこれ書かなきゃいけないんじゃないのかなんてのは多分ないと思ってるので、
1:33:20	もうすでに整理されて今、手続きがなされて、
1:33:25	最後のところは何かあまり気にする必要ないかなと思う。
1:33:29	まずは説明をお願いしたい。
1:33:33	九州電力中園です。承知いたしました。
1:33:38	あまり深く考えずに、単に誤操作防止をどない、どのようにやっているのかと。
1:33:44	それを説明するというので理解しました。以上でございます。
1:33:53	九州電力のタケツグでございます。あともう1点ご確認いただきました燃料と燃料使用燃料用の取り扱い工具の掴めない構造ん、適切につきまして次回用意させていただきたいと思えます。以上です。
1:34:11	はい規制庁江原です。よろしく願いいたします。はい。
1:34:15	次ナンバー15なんですけれどもこれ
1:34:19	誤操作防止の配慮、
1:34:24	ではなくて容易に操作できること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:27	に関する配慮ですね燃料集合体。
1:34:31	の取り扱いですとか町道間相関における安全施設について容易に操作できること。
1:34:38	について先ほどの誤操作と同じように、
1:34:43	網羅的に整理いただいてそれらについてご説明をお願いしますと。
1:34:49	いうところと、また併せて申請書上に載ってるものに関しては該当箇所を明確化して条文整理表に追記いただきたいというふうに考えています。
1:34:59	はい。ちょっと私が申請書を見た限りだとちょっとこの容易に操作できることに関しては燃料集合体についてはちょっと見当たらなかったのでもしかしたら該当はしないかもしれないんですけどもはいそちらの方の整理を、
1:35:12	お願いしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。
1:35:15	九州電力のタケツグでございます承知いたしました 14、NoGoと同様に 対応させていただきますが現段階の
1:35:22	当社の方の認識でも燃料集合体に関する、容易に操作という観点で記載した箇所は、
1:35:29	あるのかなというところがあるのでちょっと確認して、あれば、整理させていただきます以上です。
1:35:38	はい規制庁ウエハラです。はいよろしく願いいたします。はい。
1:35:43	ではよろしくでは次No.16で
1:35:45	地盤とか耐震の方に入りたいんですけどよろしいでしょうか。
1:36:13	はい。すいません規制庁植原です。この後地盤耐震とあと
1:36:21	はい。
1:36:23	地盤耐震とあとSA上部の 43 条とか、結構大きな塊に入りますのでここで言ったホワイトボード。
1:36:31	の確認を行いたいと思います。はい。
1:39:18	九州電力のタケツグでございますんでナンバー10からの宿題事項についてご説明させていただきます。
1:39:24	ウラマツにつきましては、
1:39:25	燃料集合体のどの機能が火災防護対象であるかを整理し、条文整理表に追記させていただきます。
1:39:33	ナンバー11につきましては確認事項リスト内容を別途回答させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:39	No.12 につきましては燃料が防護対象設備またはイシイから防護すべき系統設備とならないか防護対象の変更有無という観点で、条文整理表に整理させていただきます。
1:39:51	ナンバー13 につきましては、申請書等に含まれるものについて補足説明資料に追記させていただきます。
1:39:58	No.14 につきましては付議事項リストの内容を回答させていただきますが、それについては燃料体に関する誤操作の防止に係る事項許可事項に関するものの、
1:40:10	抽出するということでダイゴさせていただきます。
1:40:13	で、No.15 につきましても確認事項率の内容をWet回答をさせていただきます以上です。
1:40:35	規制庁江原です。はいはい。そちらで。はい。認識に相違ないと思います。はい。
1:40:40	ありがとうございます。
1:41:36	はい規制庁ウエハラです。はい。
1:41:38	では引き続き、ナンバー16 ですね、16 の第3条地盤から再開したいという。
1:41:47	再開したいと思います。
1:41:49	はい。こちらの方はですね象条文整理表の方ですね兼用キャスクの話しか今してなくてですね、ただ
1:41:58	この第三条の第2項、
1:42:01	第3項に関してキャスクの話しかしてないんですけども、これ要求の方ではですね耐震重要せ施設及び兼用キャスクはというふうになってまして、
1:42:13	なので耐震重要施設も対象としてますので、燃料集合体が耐震重要施設でないのであればそれを、そのような説明を追記することと、
1:42:24	しておりますが、こちらについては説明を、はいこちらについてはいかがでしょうか。
1:42:30	九州電力のタケツグでございますこちらにつきましては燃料集合体につきましては耐震重要施設ではないと考えておりますので今のキャスクの
1:42:40	説明しか記載してないという状況でございますのでその燃料集合体が耐震重要施設でないというところを条文整理表に追記させていただきたいと思います以上です。
1:42:52	はい規制庁ウエハラです。よろしく願いいたします。
1:42:56	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:57	よろしい。
1:42:58	いえば次ナンバー17 から耐震設計に入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうかね。
1:43:07	はい。
1:43:16	はいこちらははい。ナンバー17 なんですけれども
1:43:21	これ第 4 条第 1 項の件で、条文整理表にて、設計、
1:43:27	DB施設に、
1:43:30	対する要求である。
1:43:32	燃料集合体は、対適用対象ですよというのを最初に言っていて、
1:43:40	耐震設計における設計方針に変更はないため申請対象外と。
1:43:46	いうところで、燃料集合体の、
1:43:50	ミツイの機能ですね、三つの機能の維持に関わる具体的な設計を設工認では説明するとして、
1:43:57	いる、いますのではこの燃料集合体のうち、炉心内の放射性物質の閉じ込め機能以外のものについては、許可基準規則別記 2 に基づいて耐震耐震重要度分類及び評価を実施しているということでしょうかというところ。
1:44:17	をまず確認。
1:44:18	はい。したいというふうに考えています。で、放射性物質の閉じ込め機能、
1:44:25	自体に関しては、これ確か、解釈のところに、
1:44:30	はい。明確に書いてあったと思いますのでそれ以外の二つの機能に関して、
1:44:37	耐震重要度分類ですとか評価を実施しているということでしょうかというところをまず確認させてください。
1:44:47	九州電力のタケツグでございます。
1:44:50	先ほどのご回答しました通り燃料集合体については耐震重要施設ではないので耐震重要度分類をしているわけではないと考えておりますけれどもちょっと燃料し、
1:45:03	設工認での評価とこの許可、
1:45:07	規則との考え方の整理のお話かと思っておりますのでちょっとまた、
1:45:13	こちらについてはちょっと次回回答させていただきたいなと考えているんですけれども、
1:45:23	そうでよろしいでしょうか。
1:45:31	はい。はい。次回、ご回答いただけるということで。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:36	はい承知いたしましたただいまのご回答ですと、別記に基づいて耐震重要度分類は特にしていなくて、
1:45:48	耐震評価とか費、耐震分、重要度分類ですとか評価は実施していない、していないという理解でよろしいですね。
1:45:57	衛藤はい。そのように今理解しております。
1:46:11	はい規制庁ウエハラです。はい。
1:46:14	ベース値で、
1:46:16	この最後のところなんですけれどもこちらは
1:46:19	他の条文と共通しているんですけれどもこの燃料集合体の耐震
1:46:25	設計方針に変更はないというふうに言ってるんですけれども燃料集合体の耐震
1:46:31	設計の該当箇所っていうのは申請書におけるどこなんですかっていうのをちょっと早野明確にさせていただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:46:46	JC電力のタケツグでございます。今のは、燃料被覆材の閉じ込め機能に関する申請書の記載も含めてということでもよろしかったでしょうか。
1:46:57	はい規制庁植原です。はい。燃料集合体の三つの機能ですね、それらに関して、
1:47:07	申請書上どこで、設計方針を、
1:47:11	書いているのかというところをはい。
1:47:14	そうですね。
1:47:16	明確化していただいて条文整理表の方に書いていただきたいという、はい。趣旨になります。
1:47:27	九州電力のタケツグでございます。長しました。
1:47:52	今の三つの機能についてというのは三つの機能についてそれぞれというところ。
1:48:00	それぞれというところでしょうか。
1:48:04	はい。規制庁江原ですけれども、まず放射性物質の閉じ込め機能に関しては本文点数ともに明確にこちらの方でも該当箇所を確認できております。
1:48:16	残りの二つに関して、
1:48:19	二つの機能に関して申請書上、どこの、
1:48:24	部分が該当するのかというところを確認したいというふうに考えてます。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:36	九州電力のタケツグでございます。承知しましたちょっと今申請書、それぞれが申請書にどのように記載するかというところで
1:48:48	耐震重要度分類等、設置金城カトウの関係性等の清梨衣、藤さんの方で確認した上で回答させていただきます。
1:48:57	減少管理本部から何かございます。補足等ございますか。
1:49:02	九州電力の堀田です。申請書の、
1:49:07	記載箇所に関してなんですけれども、ちょっと具体的な記載箇所はまたお示ししようかと思うんですが、
1:49:13	現時点でわかってるものとして、
1:49:16	挿入機能の維持と崩壊熱の継承の維持に関しては添付資料 8 の、
1:49:23	許容限界の燃料集合体のところに記載がございまして、
1:49:27	そちらにウダエビナ記載がございます。
1:49:30	それに続けて燃料被覆材。
1:49:33	部分が記載してあるという状況になってございます。以上です。
1:49:43	はい規制庁植原です。はい。そうですねでもそういった該当箇所を、そうですね条文整理表のほうに追記いただければと思います。はい。
1:49:57	九州電力タケツグで措置出しました。
1:50:06	はい。規制庁植原ですはい。
1:50:08	このナンバー17 が、第 4 条第 1 項に関わるものになりまして、概ねその弾性状態にとどまることを確認するというような話なんですけれども、
1:50:20	次ナンバー18 ですね、これ 18 が第 1 項及び第 5 項となつてまして、
1:50:28	はい。
1:50:28	これ補足説明資料の説明の後出資を確認したいというものになっています。今の補足説明資料 1-4-1 の
1:50:40	別添 1 っていうところで地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について。
1:50:47	という説明があるんですけどもこの説明内容が対象とする、条文を明確化して欲しいと考えてます。はい。この説明内容、
1:50:57	ていうのは、第 1 項のこの弾性状態にとどまることを説明されているのか或いは、或いはその第 5 項における、
1:51:06	何かその応力応力評価ですね、応力評価の方を説明されているのかというのをご説明をお願いします。
1:51:16	九州電力のタケツグでございます。今補足説明資料で添付しております地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持についての資料につきま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しては、4条の1項と、ゴコウですね両方のご説明をさせていただいているものになります。以上です。
1:51:36	はい。規制庁植原ですはいありがとうございます。はい。
1:51:41	実際にこの第4条の第1項と第5項に適合しているの要求を満足しているというのを確認するためにはですねある程度アノちゃ、ちゃんとキーワード。
1:51:55	とテクニカル担当が繋がる必要がございます、現状要求がですね第1項だと弾性状態にとどまるよう設計するですとかダイゴコウに関しては、
1:52:06	塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有しという、
1:52:12	ことが要求で書かれているんですけども、この説明、補足説明資料ですとかあとテンパチの方にも、そういった横領応力評価の記載があるんですけども、そういったものが、
1:52:26	どういった形でこの要求を満たしているのかというのは要するに間が繋がるような説明になっていないというふうに考えておりました、
1:52:37	例えば補足説明資料の方だと、
1:52:40	この弾性状態にとどまるようにですとか塑性ひずみが生じる場合であってもですとか、あと破断延性限界っていう単語もキーワードも出てこない。
1:52:49	形になってまして、なんでその、
1:52:53	要求事項との繋がりがちゃんとわかるような形で、補足説明資料、
1:52:59	修正いただきたいと思ってるんですけどもよろしいでしょうか。
1:53:08	T-C電力のタケツグでございます承知いたしましたちょっと現状の遅く説明資料につきましては条文整理表にも記載します通り詳細な評価については設工認申請書において、
1:53:21	説明するとしてましてその接合にし
1:53:26	現段階の資料では、その評価方法、
1:53:31	評価の1例を示してその成立性を説明するような資料となっておりますというところでその今の規則の
1:53:41	キーワードですね、どういうところをご説明すれば、
1:53:44	適合性が説明できるというところの記載につきましては確かに
1:53:49	今明確でない部分がありましたので、
1:53:52	説明をすれば、適合性を説明できるというところをせず記載して間の後段につなげられるような表現にしたいと思います。以上です。
1:54:05	はい規制庁ウエハラですはい。よろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:54:09	はい。
1:54:13	はい。
1:54:14	よろしければ次、No.19、
1:54:18	の、
1:54:21	燃料皮膚外の被覆材の閉じ込め機能、
1:54:25	維持は移りたいと思います。はい。
1:54:29	No.19 なんですから、
1:54:45	はい。こちらですね
1:54:48	実態としてのこの第 5 項に関する要求をどう満足しているかっていうところが添付 8 の方だと。
1:55:01	この
1:55:03	塑性ひずみが生じる場合であっても、
1:55:06	破断延性限界に十分な余裕を有し、
1:55:09	ということが、テンパチの方には書かれているんですけども、
1:55:18	要するに要求の裏返しのようなことがテンパチのところには実際書かれているんですけども、この具体的なちょっと話が、それ以降、
1:55:27	見当たらないと思いましたのでこういった内容を説明している申請書における該当箇所について説明をお願いします。
1:55:41	九州電力の堀田です。
1:55:43	衛藤。
1:55:45	先ほどおっしゃられた箇所、テンパチの箇所というのは条文、
1:55:50	四条で記載している。
1:55:52	同じ文章の箇所をおっしゃっていますでしょうか。
1:55:58	はい。規制庁江原です。この事実確認リストのところの一番右の列のところページというのを書いておまして、
1:56:09	これテンパチの 1 相なので共通事項のところかな。
1:56:13	と思ってまして条文に関する説明のところではないかなと思うんですけども。はい。
1:56:21	はい。理解しました。
1:56:24	それであれば、おっしゃる通りこちらに記載してあるところが具体的に申請書の記載箇所ということにはなります。
1:56:34	そのさらに具体的な内容ということをおっしゃられているのでしょうか。
1:56:40	はい。規制庁植原ですはいそうですねこの様なさ。そうですね。具体的な内容を確認したいと思うんですけども、申請書上ないということでしたらそういったご回答でもよくて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:54	そうです。先ほどの補足説明資料、
1:56:57	このNo.10 はコメントNo.18 で確認した資料の方で説明しますというご回答でも全然構わないんですけれども。はい。
1:57:07	はい。九州電力の堀田です。おっしゃられた通り、
1:57:12	テンパチには方針を記載しておりますのでこのような方針にしますということで、そこまでの記載に申請書上はなっております。
1:57:19	No.18 に記載の通り、衛藤こちらが一被覆管バックフィットの際にも、
1:57:25	提示していた、閉じ込め機能の見通しを示すための、
1:57:30	具体的な評価の 1 例を示しておりますが、定期的な評価結果の 1 例として、
1:57:37	示しているものになりますんで、
1:57:42	ご指摘の内容は 18 番の内容になるかと考えております。以上です。
1:57:49	はい。規制庁江原です。はい。
1:57:54	となりますこの補足説明資料に書いてある内容もこれもあくまで見通しにすぎないということですですのでこういった具体的な評価っていうのは設工認、
1:58:05	この閉じ込め機能の評価については、維持の評価に関しては設工認の方で、詳細を説明するという理解でよろしいでしょうか。
1:58:16	九州電力堀田です。はい、ご指摘の通りでございますがこちらはバックフィット時にあくまで見通しを示すということで、位置を示したもので、今回もつけておるものになりますので、
1:58:29	具体的な評価、詳細評価は、工認段階でお示しするものと考えております。
1:58:35	以上です。
1:58:39	はい規制庁ウエハラです。はい。
1:58:42	はいありがとうございます。はい、少々お待ちください。
1:59:24	はい。規制庁上原です。はい。
1:59:27	そうですね。はい。
1:59:30	今のやりとりで、このNo.19 に関しては 78 の方で、ちゃんと説明、
1:59:41	する、することで要求との関係性がわかるようにしていただくというところで
1:59:48	解決するという、
1:59:50	ことかなと思っております。
1:59:53	はい。詳細は、当然設工認の方なので詳細に変え、
1:59:58	具体的な評価内容に関しては設工認の方で確認すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:02	ということでは理解いたしました。はい。
2:00:07	九州電力堀田です。ありがとうございます。ちょっと一点ご確認なんですけども、こちらが先ほども申し上げた通り、見通しを示すものとして今回も、
2:00:18	添付させていただいているんですけども、
2:00:22	やはり具体的な評価の 1 例を示すものとして、今回もお示した方が、
2:00:28	よろしいでしょうか。19 呉の回答として、こちらがあつた方が良いという認識でよろしいでしょうか。
2:01:23	はい規制庁ウエハラです。はい。すいません今の補足説明説明資料の方にこのとじ込み機能維持、
2:01:30	についてという説明を入れていただけてますけれども特に今入れていただけてますので、特にこれを取り下げるといふかなくす必要はないというふうな、
2:01:39	はい。考えております。はい。
2:01:43	九州にオリタです承知いたしました。ありがとうございます。
2:01:52	はい。規制庁江原です。はい。
2:01:55	よろしければ、この第 4 条、耐震設計に関しては終わりで次からNo.20 で、第 43 条、SA 条文に入りたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。
2:02:09	すいません九州電力オリタ井清ちょっとさかのぼってしまつて申し訳ないんですけども、No.17 年に関してちょっとご確認させていただきたいんですが、
2:02:19	閉じ込め機能以外のものについて別記に基づいて、
2:02:23	実施し、評価を実施するということかということで、衛藤改めてご説明させていただこうと思うんですけども、
2:02:32	今回、先ほど申しました通り、燃料集合体を耐震重要施設と分類しておりませんので、
2:02:39	ご確認の意図として何に基づいて評価を実施しているかということを確認されたいという意図でよろしいでしょうか。
2:02:56	はい規制庁植原です。
2:02:59	はい。何に基づいてといふか申請書上、その燃料集合体の残された二つの機能に関して、申請する場の耐震
2:03:10	設計方針っていうのは、どこの部分が該当するのかなっていうのを確認したいというところになります。申請書上ですね、Sクラスせ、耐震Sクラ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	スはこうする、Bクラスはこうするみたいなことが書かれているんですけども、
2:03:25	燃料集合体の二つの機能、耐震重要度分類もない。
2:03:32	ものに関してじゃあどこで読めばいいのかなあというところで、そうですねそのところを確認したいという趣旨になります。
2:03:42	理解いたします。九州電力堀田です。理解いたしました。ありがとうございます。
2:03:46	以上です。
2:03:52	はい。規制庁植原です。はい。では次ナンバー20、
2:03:56	43条ですねSA設備に関して入り、
2:04:01	に進みたいと思います。はい。
2:04:04	こちらの受条文整理表の方に行って、
2:04:12	本要求に対する設計方針を本部本文午後、
2:04:16	に記載しているんですけども高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第37条、これ有効性評価なんですけれどもこのT剛性確認。
2:04:28	の結果により、間瀬設計方針は変更不要であることを確認できたとして、しているんですけどもどのように確認したのかというのを、
2:04:36	説明をお願いします。
2:04:39	はい。というところになります。で、
2:04:43	アノで、こういったアノか、確認が20ナンバー21から続くんです。
2:04:48	続きますのでちょっとまず前提としてちょっと、
2:04:52	ご説明しますと、要するに今回の
2:04:56	有効性評価の条件がいくつか変わってまして、
2:05:04	そうですね
2:05:08	そういった変更を踏まえてSA設備、
2:05:13	が設計変更が
2:05:17	必要か不要かというのを、どういうふうに判断されたのかというのを確認したいというところになりましてこのNo.20っていうのは、
2:05:27	重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えないことを、説明して欲しいというふうに考えてますはい。具体的にはセシウム137等の
2:05:38	炉心内の、
2:05:40	蓄積量等の変更がこういった
2:05:44	あのSA設備の機能に影響を与えないことを、説明することというところですね。はい。を確認したいというふうに考えてます。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:56	九州電力の福永です。
2:06:00	ナンバー20 から 25 まで、米、
2:06:05	一貫して 37 条の適合性確認における、
2:06:10	評価の結果により、設計方針は変更不要であることを確認というこちらアカシの条文整理表上に書かせていただいているこの趣旨としましては、
2:06:20	高燃焼度燃料紙の使用に伴いましてそのSAの有効性評価の評価条件、
2:06:27	が変更となるとその事象について評価を行って、
2:06:31	その有効性があるということを確認しております。
2:06:35	その際に現行の許可での重大事故等対策で用いているSA設備や対応手順とか、
2:06:47	それを用いた想定としておりますことから、現行の設備設計、
2:06:55	設備の設計方針、
2:06:57	これは変更不要であるということを確認して、確認できているという状況で今、条文整理表上にはそのようなので、
2:07:07	書かしていただいております。
2:07:24	アベに 20 番につきましては、
2:07:30	今回 5 燃料使用に伴いましてその変動するセシウム 13 などの炉心内蓄積量に起因して、その野瀬シミズ様の放出量が増える。
2:07:41	しますけどもその結果、評価結果ってのは判断基準に対して十分満足しているってこと。
2:07:48	こちらをもって、現行の設備を変更せずとも必要な機能が有効に発揮されているということを確認しており、
2:07:56	常務整理表上には設計方針の変更不要ということで、
2:08:02	記載しております。
2:08:08	はい、規制庁植原です。はい。
2:08:10	理解いたしました。はい。もう、それでもともとアノナカノフィルターですとかそういった容量が十分であるというところが、有効性評価の、
2:08:20	から確認できたというところで、はい。
2:08:25	はい。はい理解いたしました。はい。
2:08:27	次何、ナンバー21 なんですけれども、
2:08:32	こちらの方も有効性評価で、このナンバー21 は何かというと、SA設備の確実な操作に影響を与えないことを説明する、与えないこと。
2:08:44	いうのを確認する必要があるまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:47	今回高燃焼燃料を導入しますので、それに伴った変更。
2:08:53	によっても、
2:08:56	SA設備の確実な操作に影響を与えないことについてどのように確認したのかを説明。
2:09:04	カノウしてくださいというものになり、
2:09:07	はい。
2:09:10	はい。
2:09:12	21 につきましては、今後、今回午後燃料の使用に伴いましてシミズサノオノド市内蓄積量、
2:09:23	が
2:09:25	増えるということを気にしまして、
2:09:29	中央制御室内でのその放射線環境が変動する。
2:09:34	しますが運転員の被ばく線量判断基準。
2:09:39	満足していることっていうことを確認しておりまして、そちら操作できるという、適切操作できることは適切な措置がなされているということを確認して設計の方針を不要として、
2:09:51	おります。
2:09:56	はい。規制庁植原です。はい。はい。ありがとうございます。はい。そうですね今回のセシウム 137 の、炉心内蓄積量が変わりましてこれが何か
2:10:08	補足する補足説明資料等を見ますとですね作業環境線量評価ですとかあと居住性評価にかかる被ばく評価にもしようと。
2:10:18	なっております、
2:10:21	ので、
2:10:22	当然こういった被ばく評価もやり直さなきゃいけないと思ってましてでやり直した結果今のご回答のように、有効性評価でちゃんと、中央制御室等でも、あと現現場とかですかね。
2:10:35	でも確実な操作ができるということを確認されたかと思うんですけども、
2:10:40	そういった非アノ被ばく評価の再評価ですよね、の内容っていうのは補足説明資料とかで何かどこかにございましたでしょうか。
2:10:50	九州電力の福永です。
2:10:55	先ほど申し上げました中央制御室の居住性の評価につきましては今回申請、
2:11:02	庄野、補足説明資料の中の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:06	少々お待ちください。
2:11:22	12月26日の審査会合の資料1-4-1。
2:11:28	のですね、通しページで申し上げますと、1000、
2:11:32	108
2:11:34	6ページに、タイトルが載ってまして高燃焼度燃料の使用に伴うその他設備の影響の確認について。
2:11:42	というこちらにも次のページにですね。
2:11:48	別添資料2っていうところで、中央制御室居住性、
2:11:53	(10)第
2:11:55	(10)大事。
2:11:56	事故当時に、
2:11:58	関わる被ばく評価について、
2:12:01	過去59条関連というところで、
2:12:04	評価結果のほうを示させていただいております。
2:12:14	はい。規制庁植原です。はいありがとうございます。今回このセシウム137の炉内、炉内蓄積量が変わることによって被ばく評価の再評価が必要になるのはこの中央制御室だけという理解でよろしいですかね。他現場とかは特にない。
2:12:35	九州電力の福永です。
2:12:38	その他、えっとですね
2:12:43	61条関連、
2:12:47	お待ちください。
2:13:59	九州電力の布田です。お待たせしました。田井憲章の
2:14:07	居住性に係る被ばく評価も行っております。なおですね作業環境線量評価につきましては、
2:14:17	一応確認はしております、
2:14:22	問題ないことを確認しております。以上です。
2:14:33	はい、規制庁植原ですはいありがとうございます。はい。
2:14:37	このセシウムの炉内蓄積量っていうのは作業環境線量評価と居住性評価に使用してまして、居住性に関しては補足説明資料にイマセ
2:14:49	御説明があつて中央制御室とか、代替緊急所、
2:14:53	っていうのは、ご説明があつて、
2:14:56	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:58	前段のこの作業、線量評価っていうのはこれは現場の評価であって、これは評価はされてるんですけども、現状補足説明資料には記載がない。
2:15:10	記載してないっていうことでよろしい。
2:15:12	その認識で間違いございません。
2:15:16	はい、原子力規制庁ウエハラですはい。この作業環境線量評価に関しても補足説明資料に野瀬。
2:15:24	いただくと、なんか結構ボリュームがすごいですかね、載せていただくことは可能。
2:15:31	でしょうか。
2:15:34	九州電力の福永です。
2:15:37	こちらも文字提示が必要となればご対応させていただきたいなと思っております。以上です。
2:16:46	はい。規制庁植原ですはい。ではすみませんこの補足説明資料の方にこの
2:16:51	CS13なの。
2:16:54	炉内蓄積量が変わる。
2:16:56	ことによってこの
2:16:58	作業環境線量評価はどういうふうに変ったのかっていうところを、そうですね記載をお願いできればと思います。何か、
2:17:07	作業量とか分量がなんか、結構大変だっていうことになればどのくらい、
2:17:14	簡略化するかとか、詳しく書くかっていうのはご相談させていただければと思いますけれどもよろしいでしょう。
2:17:23	だけ結構たくさん現場があると大変かなと思うんで、
2:17:27	九州電力の福永です。一応再稼働の強いサノ時におきましては、屋外作業、
2:17:37	の環境ということで、
2:17:41	被ばく評価で一番厳しい。
2:17:44	被ばくの線量の評価の観点からき最も厳しくなる事故シナリオで、その作業性を評価しているっていうことで、を提示させていただいておまして、今回もそういったような、
2:17:57	評価をしている。
2:17:59	というようなものになります。またちょっと社内の方で、どういう示し方が良いかは検討させていただきたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:18:08	はい。はい。規制庁植原です。承知いたしました佐瀬そうですね。有効性評価の、全部の事象に対してだと、大変だ大変かなとちょっと想像したんですけどその一番厳しい事象に絞り込んでるところだったらまあ、そんなでもないかなと思いますのではい。よろしく願いいたします。はい。
2:18:28	はい。では続きましてナンバー22 はよろしければ行きたいと思います。はい。こちらですね有効性評価の条件が変わることによって重大事故等対象施設対処設備の操作及び復旧作業。
2:18:45	を行うことができるための放射線に対するそっちに影響を与えないことをどのように確認したのか。
2:18:54	というところなんですけれども。はい。こちらの、
2:18:59	そうですね。
2:19:00	はい。ご説明をお願いします。
2:19:03	九州電力の福沢です。こちら 22 番。
2:19:08	とですね 23 番。
2:19:12	につきまして先ほどちょっと 21 番で説明させていただいた、
2:19:20	す。
2:19:24	作業環境とかですね、あと、その居住性の被ばく評価、
2:19:28	もうちょっと似てるようなところになるのかなと思ってまして、
2:19:33	こちらの同様の
2:19:36	回答というか、
2:19:39	合わせて回答するっていうような形でもよろしいですか。
2:19:46	はい規制庁上原です。はい。そうですねで、ナンバー23 はこれからご説明する予定だったんですけどこれそうですね可搬型SA設備の備え付けとか、
2:19:57	やることに対する放射線に対する措置ですね、こういったものもあわせてそうですねうん。他の補足説明資料等に、
2:20:06	はい。どういう形で、
2:20:09	有効性評価の変更が影響を与えないことを確認したのかというのは、追記いただければと。
2:20:15	思う。はい。思っております。はい。
2:20:17	で、現状こういったことに関する説明は補足説明説明資料にはないという理解でよろしいですかね。
2:20:25	はい。九州電力の船田です。今現状ございません。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:31	はい。原子力規制庁ウエハラですはい。では追記のほどよろしくお願 いたします。
2:22:01	はい規制庁ウエハラです。はい、ではよろしければ最後のNo.24 に行き たいと思っておりますけれども。はい。
2:22:09	これSA設備、可搬型も含むんですけれどもその容量が十分なのか、必 要な十分を有することに、今回の高燃焼度
2:22:20	燃料ドイ導入の申請が影響を与えないことを説明することということにし ておまして、こういった容量が十分であることを、
2:22:30	どのように確認したのかということをはいご説明をお願いします。
2:22:38	九州電力の福永です。こちら容量につきましては、20 番の冒頭でちょっ と申し上げさせていただいた、
2:22:50	通りですね、
2:22:52	今その現行の重大事故等で用いている。
2:22:57	既許可上のですね、イセ井清設備は対応手段を想定しているっていうこ とから現行、
2:23:05	その他、現行の設備の設計方針、
2:23:08	この変更は変更不要であるということを確認しているっていうこと。
2:23:13	です。
2:23:23	アノ。
2:23:24	原子力発電本部の方から、
2:23:27	何か、
2:23:28	補足とかありますでしょうか。
2:23:32	原子力発電本部から九州電力ダテ清東井船木からご説明させていただ いた通り、
2:23:38	でして、表カー上、事故対応条件とは特に今回解析上書いてございま せんので、容量自体、評価、
2:23:48	ベースの容量を使って今回成立性があるということを確認。
2:23:52	してできておりますのでそれをもって、今回、現行の設備の容量で、そち らに影響はないということを確認できている。
2:24:04	各行っております。以上になります。
2:24:12	はいはい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。はい。
2:24:16	ただですねちょっと
2:24:18	まずちょっと今回の有効性評価で何が変更となるのかということなん ですけれども、
2:24:27	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:28	例えば水源の評価ですとか炉内知久セシウムの炉内蓄積量、
2:24:37	あと、使用済み燃料ピットの重大事故に関しては書類燃料ピットの崩壊熱ですとか、実効増倍率の計算方法。
2:24:47	あと原子炉停止中に関しては初期ほう素濃度の臨界ほう素濃度が変更になるということになってまして、そうですね。
2:24:56	そういった変更を踏まえてもそれぞれの容量が十分であるというところは有効性評価の結果で確認してますということだったんですけども。はい。
2:25:07	はい。ですんで、ただですねちょ、ちょっと別の話をちょっと今週9日のヒアリングで聞いておりました、
2:25:16	はい。
2:25:19	SA設備を設計するときにはですね何かその崩壊熱に関してはその現実的な崩壊熱を使っていて、
2:25:28	有効性評価における崩壊熱っていうのは限界。
2:25:33	ですとか仙台。
2:25:35	そういったプラントをあの方包絡するような保守的な、崩壊熱で、
2:25:41	有効性評価の解析自体はしていると。
2:25:45	というような話も伺っております、要するにSA設備の容量を決める上で、上でのインプットですね。
2:25:54	はい。
2:25:55	ていうのは、この第37条の有効性評価のに使っているインプットとは若干違うんじゃないかみたいな話もございました。
2:26:05	で、はい。そこのところについてはご説明を、
2:26:09	はい、お願いします。
2:26:14	九州電力の織田です崩壊熱については、
2:26:20	先ほどおっしゃられた話ですが、事象の長さとかによって、限界だから3号の目標数と、
2:26:32	4号のウラン炉心というところがありますので長期の事象は、MOXの方が、
2:26:37	崩壊熱保守的になる、半期の値がウランの方が、ウラン炉心の保守的になるというところがありますんでその事象によって、事象の進展を評価する場合の崩壊率は設定をしているというところになりまして、
2:26:49	資源の評価については事象進展というその事象進展の前提となる水が足りるかということも、
2:26:57	評価をして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:59	確認をしております、それについては、それぞれの
2:27:04	各プラントでサンゴウダ本郷ウノほか 2005 であれば 4 号炉崩壊熱。
2:27:09	うん。思って、
2:27:13	確認をしているというものになります。で、その表、その事象の結果から、設備側の容量に
2:27:25	のインプットに直接なるかという、どちらかという設備側で、これだけの容量にしますというところがあって、それをもって先ほどの事象進展であったり資源の評価、
2:27:36	そういうところの成立性を見て、そこが評価結果として、成立するかというところをもって、その設備の容量が足りているかというところを確認しておりますので、
2:27:50	一応評価の流れとしてはそのようなところになった説明になるかと思えます。以上になりますがご説明、ご回答になってますでしょうか。
2:28:02	はい規制庁植原です。はい。
2:28:05	大体理解できましたはいはい。そうですね少々お待ちください。
2:34:46	安里ヤノ規制庁ウエハラです。はいお待たせしてすみません。はい。
2:34:51	今のご説明で、これ庄野燃料導入に伴って、
2:34:59	所条件が変わる。
2:35:05	条件が変わるものに関してインプットとかをいろいろ書いているという話だったんですけれども。はい。ちょっと補足説明資料の 904 通しで 948 ページちょっと、
2:35:17	ご覧いただけますかね。900。
2:35:21	948 ページなんですけれども。はい。
2:35:49	すみませんすみませんちょっと私が古い資料を見てまして、ベペースがちょっと違いました 971 ですね、971 ページです。はい。
2:36:02	この 971-1 のところに設置セシウム 137 の大気放出過程、
2:36:08	というのが載っておりますこちらにAnnual空気浄化設備、
2:36:13	のフィルター法律というのが書かれてるんですけれどもこれは今回の
2:36:18	高燃焼度燃料導入に伴っても特に変わってないという理解でよろしいでしょうか。
2:36:28	九州電力の福沢です。はい。変わってない。
2:36:32	と認識です。
2:37:14	はい。規制庁江原ですすみません。はい。このフィルタ効率なんですけれども、今変わってないというご回答だったんですけれども、これは変わらない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:24	理由かを変わる必要がない理由っていうのは補足説明資料のどこかで、
2:37:31	何か説明されてるようでしたらちょっと該当箇所をちょっと、はい。
2:37:36	はい。
2:37:37	は示していただければと思います。
2:37:45	九州電力の福永です。少々お待ちください。
2:39:28	あ、九州電力の福永です。すいません。
2:39:31	質問のイトウをちょっと確認したくてですね、
2:39:36	今回変えなくても、
2:39:39	よかった。
2:39:41	その高燃焼度になって、
2:39:49	事実確認内容に基づくと
2:39:54	今回SA設備とか、
2:40:07	やっぱりその解析するにあたってのその容量使う設備とかの容量を変えなくてもよかった。
2:40:18	理由というか、
2:40:19	それを知りたいっていうことでしょう。
2:40:23	ちょっと。
2:40:26	はい規制庁江原ですそうですねそうですね特にこのニュアンス空気浄化設備のフィルタ効率に関して、CS13なの。
2:40:36	そうですね蓄積量の変更によっても変更しなくてよかった理由はについては、
2:41:09	規制庁スズキです。
2:41:12	ここのカーの非常時冷却除熱のところでも聞いたと。
2:41:19	例えば、ある丹。
2:41:22	で、それを水源として使ったりだとか、
2:41:27	宇和崩壊熱が、
2:41:29	上がれば、
2:41:31	それが使用できる時間は、
2:41:33	結果的に
2:41:34	ミギタてない。
2:41:36	それを、例えば、
2:41:38	37の有効性評価の方で使える時間を短くして評価してみても大丈夫でしたっていうことを、
2:41:46	確認済みですっていうのがこれまでも説明してる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:50	条文整理表で説明してる。
2:41:52	説明の内容かな。
2:41:54	で、
2:41:56	例えば、今日の事実確認シート 724 で言うと、
2:42:02	ポンプみたいなものは、これはもう、そもそも質疑変えない限りにおいては流量計、
2:42:10	その理由を固定していたとしても、
2:42:14	有効性評価の方で、
2:42:16	影響がない、或いは結果は変わるかもしれないけど、求められる。
2:42:22	そういうのは達成しているのを確認しました。
2:42:26	それから、
2:42:27	ファンで言えば、
2:42:31	例えば空気浄化ファンで言えば、どのぐらいの時間で、何回か換気できる。
2:42:39	或いは、もともと制圧だったのを分厚い何時間で、
2:42:43	クワタセキ
2:42:46	you羽根これポンプの話と基本的には同じ
2:42:48	話ですよ。
2:42:50	そこんところは、今、言ってみれば、ファンのところなんかはおそらく、
2:42:57	高燃焼度何も関係なく、
2:43:00	そんなの変わる必要性もない。
2:43:03	ただフィルターユニットに関して言えば、今回有効性評価では、
2:43:10	フィルタ効率を変えていない。
2:43:12	思う。
2:43:13	高燃焼度んなる。
2:43:18	評価条件の方でいうと、
2:43:21	3 万時間から 4 万時間、
2:43:25	燃焼時間変えてます。
2:43:27	これ直接的な話じゃないか。
2:43:29	けど、言ってるので、
2:43:32	FPの量は 3 分の 4 倍になる。
2:43:37	そうするとフィルターって、
2:43:41	無制限に取れるわけじゃないので、
2:43:44	ある一定量まで行くと水間りしちゃって、
2:43:46	そもそもの初期の性能を達成できないし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:50	かつ目詰まりしたら今度そのフィルターベント自体がバイパスが発生してしまったと。うん。
2:43:56	問題が変わってくるので、
2:43:58	バイパス量が増えて、
2:44:00	効率も落ちてくるし、総合交流をしてくるし、なので、
2:44:04	まず 99%。
2:44:07	変わらず使っていていいですっていうこと。
2:44:09	自体は、
2:44:11	99%で使えるっていう、
2:44:14	想定してる期間、
2:44:15	使えるんだっていうことを確認してるから 99%。
2:44:23	そこが、フィルタユニットについては、
2:44:26	若干違うところで、
2:44:28	ここはもう完全な容量があるかどうかね。
2:44:32	話だと。
2:44:33	水越以前の、
2:44:37	その確認はされているんですかっていうことを、
2:44:53	原子力発電本部からイシイです。補足説明資料の通しページ 997 ページ以降のフィルター除去効率の設定についてという資料で、今おっしゃった
2:45:03	多様な内容というのを説明しているかなと考えております。以上です。
2:45:42	はい規制庁植原です。今おっしゃったそうですね。補足説明資料の 997 ページ以降で、実際に、
2:45:52	そうですねエアロゾルがすべて補修されるという、
2:45:56	過程で、このフィルターにどれだけ
2:46:01	今のエアロゾルが来るかっていう。
2:46:04	重量が確かに変わっておりましてそういった結果を踏まえても、この除去効率 99%は維持できると。
2:46:14	確保できるという、ご説明があるというところで確認できました。はい。
2:46:53	はい規制庁植原です。はい。
2:46:55	すいません今まさしくご説明があったこの 997 ページで、
2:47:02	コネ小の燃料を導入したことに伴って、
2:47:07	に伴ってもこの
2:47:09	馬フィルター補助助教効率が 99%。
2:47:13	に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:15	ていうのが維持、確保できると。
2:47:18	いうところが正しくこの、この必要な容量を有することに影響を与えないこと。
2:47:25	ていうのの確認かなと思っております。
2:47:29	思ってるんですけども、ただ現状この条文整理表ではこれ 37 条への定義、低剛性における評価結果。
2:47:38	から
2:47:41	その結果によりというご説明になってますので、
2:47:46	そうですね。
2:47:48	そうですね有効性評価の結果だけではなくてこういった個別の評価ですね高燃焼の年齢を導入したことに伴ってもそれぞれの
2:47:58	設備が従来の容量を期待できるですがこういった説明がプラスし、
2:48:04	こういった評価はプラスしてあるんじゃないかなと思ってるんですけどもそういった認識でよろしいでしょうか。
2:48:17	その個別の表が九州電力なんです個別の評価。
2:48:23	示し、
2:48:33	この補足説明資料とはまた別にある。
2:48:36	んじゃないかっていう。
2:48:37	言われてる。
2:48:48	はい規制庁植原です。はい。
2:48:52	すいませんちょ、ちょっと私のアマノ言い方がちょっと悪かったかもしれないんですけどもそうですね
2:49:02	今回のSA設備で有効性評価を満足するために必要な容量を有すること。
2:49:12	に変更がないという、
2:49:15	ところを説明する資料。
2:49:19	ていう説明というのは現状この 37 条野瀬補足する補足説明資料にすべて含まれているという理解でよろしいんでしょうかね。
2:49:30	その理解で。
2:49:31	良いと思います。
2:49:32	以上です。
2:51:59	はい。
2:52:01	当然規制庁植原です。
2:52:03	すいませんちょっと確認の意図がちょっと不明瞭で、そうですね。モンマアノ申し訳ございませんでしたはい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:52:13	えーとですね
2:52:14	例えば先ほどのマニュアル空気浄化設備のフィルターの法律っていうのは、依然として99%のままでいいと。
2:52:24	というような評価というのはこの有効性評価、有効性評価のこの37条、
2:52:31	で確認したものではなくてむしろこの43条、
2:52:35	この第2項1号と第3項第1号ですかね、こっちの必要な容量を湯。
2:52:42	有することっていうところで確認。
2:52:45	すべきことじゃないかなと思っておりまして、
2:52:49	例えば有効性評価の中で必要な容量、容量を有すること。
2:52:54	ちゃんと確認した。
2:52:58	ような
2:53:00	事故っていうのは補足説明資料ではこの37条の中で説明すべきなのではなく43条。
2:53:09	のところで、何かこう説明すべきなんじゃないでしょうかっていう。そうですね。そういった趣旨になりますはい。
2:53:18	はいということなんですけれどもは、事業者側の考えを聞かせていただければと思います。
2:53:30	九州電力の福永です。
2:53:34	今のご説明で、はい。加来委員わかりました。
2:53:40	もう、
2:53:46	おっしゃられてるように
2:53:50	容量の確認っていうのは、確かにこの条文に基づいてるようにも見える。
2:53:56	かなと思っております。
2:54:04	はい。規制庁植原ですけれどもね。
2:54:08	43条とは実は限らなくて、ナンバー24でこの例えば以降なんですけれどもこれ各設備の逐条でも何か
2:54:17	幾らかなんか要求が書いてありまして、そういったところで、もしかしたら説明する話かもしれないのでそこら辺のちょっと整理をしていただいてちょっと補足説明資料を、
2:54:29	ちょっと速水直していただければなと思ってるんですけどいかがでしょうか。
2:54:35	九州電力福永です。
2:54:38	糸承知いたしました。ちょっと社内で。はい。
2:54:44	検討させていただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:55	はい、原子力規制庁の植原です。はい。
2:54:57	このナンバー24 で配送する。そうですね本日、確認する内容は、すべてとなりますけれども全体を通して規制庁がこっから、
2:55:12	その前に、
2:55:16	はいすみません、その前にまずホワイトボードの確認をしたいというふうに考えてます。はい、少々お待ちください。
3:04:08	九州電力タケツグです。ワナンバー16 から 14 の当社の宿題事項について確認させていただきます。
3:04:16	ナンバー16 につきましては燃料集合体が耐震重要施設ではないというところを条文整理書に追記します。
3:04:26	で、No.17 につきましては別途数、次回回答させていただきますが、
3:04:32	燃料集合体の道の機材について申請書記載箇所を需要分整理表にて明確にイシイますということで、
3:04:41	その意図としては申請書上で閉じ込め機能以外の二つの機能は、どここの方針で読めばいいのかっていうのを確認したいという意図。
3:04:51	というところで、
3:04:56	というところでも整理しますでも合わせて耐震重要度分類と、
3:05:02	評価についてはウエキに基づいて評価してないというところについてもご説明させていただきます。
3:05:09	No.18 につきましては、補足説明資料、とじ込みに関する補足説明資料が要求事項。
3:05:20	を説明することが座間。
3:05:23	説明することがわかるように繋がりがわかるように修正させていたつきい。
3:05:30	ます。
3:05:43	No.19 につきましてはこちらにつきましては申請書に記載のない内容んかとなりますのでナンバー18 に示す補足説明資料の中で説明。
3:05:54	させていただきます。
3:05:57	ナンバー21 につきましては作業環境影響評価について説明資料に記載するという、あと指針サトウノロシ、炉心内蓄積量が変わることで評価に影響することについても、
3:06:10	説明させていただきます。
3:06:12	722 と 23 につきましてはナンバー22 伝わって説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:18	なま 24 につきましては条文整理表にて 30、37 条の適合性確認における評価の結果による設計方針変更不要とてますけれども、
3:06:29	設備に関する評価のインプット条件が変わらないことについては、
3:06:34	43 条の設備が付議すべきではないかというところの確認について説明方針について社内で検討させていただきます。
3:06:42	以上です。
3:06:48	はい、次のクリタです。すいません。入って失礼します。
3:06:54	ナンバー18 についてなんですけども、こういうところで設工認、繋がりのところ、設工認と記載があるんですけども、
3:07:02	こちらで確認したいのは、衛藤設置許可条文の四条 1 項 5 項、
3:07:07	この繋がり、補足説明資料の評価内容の繋がり、わかるように、
3:07:13	という移動かと理解していますが合っていますでしょうか。
3:07:16	九州電力のタケツグでございますすいません設工認とか出ていたのは私が読んでるところでも気になったので削除しておりますので、今、堀田の方でご指摘いただいた通りのご認識だと思っておりますがよろしいでしょうか。
3:07:36	はい、規制庁ウエハラですはいその認識では相違ございません。はい。
3:07:42	はい。はい整理いただきありがとうございます。
3:07:45	はい。概ねはいそうですね認識合ってるんですけどもちょっと若干ナンバー22 と 23 で、20 ナンバー21 とひとまとめでご回答されると。
3:07:59	いうところなんですけれども 2223 に関しては放射線に対する措置ですね。
3:08:06	措置として具体的にちょっとどういった古藤されているかというのも、ご説明いただきたいと思っております、もう、もうそういうのも含めて追記されるご予定かもしれないんですけどもねのためはい。口頭で、
3:08:21	はい。お伝えしておきます。はい。
3:08:24	そうですねはい。
3:08:27	九州電力、淡路承知いたしました。ちょっと社内の方で確認します。
3:08:56	はい規制庁ウエハラですはいそれ以外ナンバー22 と 23 以外は特段、はい。
3:09:02	そうですね気づき点はございません。
3:09:09	すいません原子力発電本部から接セキですけれども、1 点確認させてください。
3:09:17	先ほどナンバー24 の件で、43 条の先ほどのフィルターの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:26	補足説明資料で書いております、フィルターの保持容量のところについては、43条に記載されている、想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであることに対する適合性を、
3:09:41	説明すべきなんじゃないんですかというご指摘だったかというふうに思いますけれども。すみませんちょっと私の認識が不足していたらあれですよ。
3:09:51	既基準規則上で書かれてる要領というふうに、
3:09:55	要領というとポンプの容量とか、タンクの容量とかそういったものをイメージしております、フィルターの個人保持容量についてはナカノそういった、
3:10:07	類のものに該当しないのかなというふうに思っております、あと、後段規制とか、設置許可上も書いているかもしれませんがフィルターに対して除去効率とかを記載するようになってる。
3:10:20	かと認識しております。ですので、この43条の、この1号の必要な容量に該当するんだって言ったところ
3:10:28	この設置許可基準規則、もしくは規則等でどういうふうに進めば
3:10:35	認識できるのかなというところをちょっと教えていただきたいんですけれども。
3:10:41	いかがでしょうか。
3:11:19	はい佐瀬原子力規制庁の植原ですけれども、すみませんその要領の定義が具体的に書かれているところが第2、今日は基準規則ですかね。
3:11:29	の第何条かですがちょっと具体的なところまでちょっと教えてもらえただけだとありがたいです。はい。
3:11:39	九州電力の関ですけれども、
3:11:42	豊容量がどうだというのは書かれて、
3:11:46	この設置許可基準規則上書かれてはないんですけれども、
3:11:51	ちょっと今こちらで見てたのは、背放任ガイドとかそういったところを見に行く等、
3:11:57	ポンプの容量とか、タンクの容量とかそういったところを期待する場合に容量という言葉が出てきまして、フィルターで、
3:12:07	吸着するような、放射性物質の重量とかいったところについては容量という文言を使わないのかなという認識を持っておりますので、
3:12:17	そこに対してこの43条的適用すべきだというご指摘だった。
3:12:24	ところについて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:26	これで本当に該当するのかなとちょっと疑問を持っておりますのでちょっとお聞きした次第です。
3:12:36	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。ちょっとこちらの方でも設工認ガイドをすぐ確認しますので少々お待ちください。
3:15:24	規制庁鈴木です。43 条側の容量の定義のところは確認しますが、
3:15:32	ここに入らないとなると、
3:15:37	53 条の、
3:15:40	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための、
3:15:46	設備として、
3:15:56	解釈。
3:16:00	13 条も変わってるのか。
3:16:06	13 条はこの間解釈が改正され、
3:16:10	て言ってその解釈 1 の方括弧。
3:16:15	運びは内容変わってないですね。
3:16:18	そのの、
3:16:21	放射性物質低減機能を設置することのところの確認になりますかね。
3:17:09	現状で定かじゃないので、
3:17:12	13 条もしくは 53 条と書いて、
3:17:20	九州電力の関です。すいません。
3:17:23	ご質問の趣旨は設備に対する条文で整理をした、すべきなんじゃないかというご趣旨だというふうに理解をしましたので、ちょっとその辺りの整理も含めて改めてご説明させていただきたいと思います。
3:17:40	以上です。
3:17:44	ナンバー24 からちょっと派生して、
3:17:51	43 条で見るやつは 40 そのまんまで送って、
3:17:56	そこから派生してフィルターユニットは、
3:18:01	適用条文を含めて、
3:18:09	確認すると、そんな感じですかね。
3:18:18	九州電力関ですそのような認識で改めて整理させていただきます。
3:18:23	以上です。
3:19:10	九州電力タケツグですが 24 につきましては 43 条の下にフィルタユニットは適用条文を確認というところを追記しております。
3:20:00	はい規制庁ウエハラです。はい。これでホワイトボードの確認完了いたしますので、まず規制庁側から何か追加で、
3:20:08	確認したい点等ございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:12	はい。
3:20:12	では野地用紙アノ。
3:20:15	アサノ。
3:20:16	まずこの会議室に来ている事業者の方から何か追加で確認したい点等ありましたらお願いします。イシイ電力のタケツグですこちらからはございません。
3:20:27	はい。規制庁植原です。はいありがとうございます。はい。では九州電力の原子力発電本部さんの方から何か追加で確認したいことございましたらお願いします。
3:20:38	はい、原子力発電本部から特に確認事項ございません。
3:20:43	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。はい。
3:20:46	規制庁鈴木です。では続けて今後の進め方について、
3:20:53	確認をしていきたいと思います。
3:20:57	今日の
3:20:59	防護設計、それから共通関連のものについて、
3:21:04	最短で行ければ、9日の
3:21:09	にやったヒアリング非常時炉心冷却除熱と同じく、2月の15日、
3:21:17	の、
3:21:18	審査会合、
3:21:20	おいでやれればというふうに思ってるんですけど、それ、
3:21:24	でやるには、
3:21:26	9日のヒアリングでお話したように、
3:21:40	2月1日2日ぐらいまでには、次のヒアリングを、
3:21:48	終わらできれば終わらせる、最悪5日。
3:21:53	ぐらいまでに終わらせる。それ考えると、
3:21:57	資料が、
3:22:00	25、26ぐらいまでに出てくれば、
3:22:05	何とかかなるかなっていう気がするんですけど、それもこの間の費用時炉心冷却除熱で、
3:22:12	結構厳しいんじゃないかっていう話もあったので、
3:22:15	その辺の作業量をちょっと考えていただいて、
3:22:21	9日にもお話ししましたが、難しいようであれば、2月15じゃなくて、2月の末ぐらいに、
3:22:29	サカイをやるぐらいに、
3:22:31	スケジュールを組み直すという形になるかなと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:36	その辺ちょっと他の
3:22:39	分野の話と、
3:22:41	作業量を踏まえてですね、
3:22:44	いつ頃までに出して、
3:22:46	審査会合をもうちょっと後ろに倒す。
3:22:49	ターゲットを倒しましょうかっていうようなところを、ちょっと九州電力の方でも考えていただきたいなというふうに思いますけど。
3:22:56	よろしいんでしょうか。
3:23:02	九州電力中園でございます承知いたしました当社の方で、スケジュール、資料出しのスケジュール等を踏まえまして検討しまして、
3:23:10	また東京支社を通じてご回答という形でよろしいでしょうか。井清町スズキで了解しました。はい。
3:23:18	他に全体的なスケジュールを含めて確認したいことと、
3:23:24	一応よろしい。
3:23:26	九州電力の方も、
3:23:29	よろしいです。
3:23:30	T-C電力の植竹佃さん、特にございません。
3:23:35	原子炉規制庁杉です。原子力発電本部の方も今後の
3:23:39	対応スケジュールの辺りは、他に何か確認したいところがありますでしょうか。
3:23:46	飲食発電本部確認事項ございません。
3:23:49	成長スズキですありがとうございます。では、これで今日のヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。